

平成22年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

9月9日（木）午前1

0時開議

日程第 1 一般質問

第9番議員 川口浩史議員

第12番議員 松本美子議員

第10番議員 清水正之議員

第3番議員 金丸友章議員

出席議員（13名）

1番 畠山美幸議員

2番 青柳賢治議員

3番 金丸友章議員

4番 長島邦夫議員

5番 吉場道雄議員

6番 柳勝次議員

7番 河井勝久議員

9番 川口浩史議員

10番 清水正之議員

11番 安藤欣男議員

12番 松本美子議員

13番 渋谷登美子議員

14番 藤野幹男議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	久保かおり
書記	石橋正仁

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
高橋兼次	副町長
安藤實	総務課長
井上裕美	政策経営課長
中西敏雄	税務課長
中嶋秀雄	町民課長
岩澤浩子	健康福祉課長
簾藤賢治	環境課長

新	井	益	男	産 業 振 興 課 長
木	村	一	夫	企 業 支 援 課 長
田	邊	淑	宏	都 市 整 備 課 長
大	澤	雄	二	上 下 水 道 課 長
田	幡	幸	信	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教 育 委 員 会 こ ど も 課 長
大	塚		晃	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
新	井	益	男	農 業 委 員 会 事 務 局 長
				産 業 振 興 課 長 兼 務
松	本	武	久	代 表 監 査 委 員
安	藤	欣	男	監 査 委 員

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成22年嵐山町議会第3回定例会、第9日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

◎一般質問

○藤野幹男議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○藤野幹男議長 本日最初の一般質問は、受付番号8番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の子育て環境の整備についてからどうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行います。

初めに、子育て環境の整備についてであります。2点についてご質問いたします。1点目は、病後児保育についてです。共働きの家庭から、子供が病気になったとき、仕事が休めず大変困ったという話を前に聞きました。そんなとき、病児保育、その後の病後児保育が整備されていれば、この夫婦は困らなかったわけであります。子育て世代の保育ニーズにこたえるため、こうした整備をしていくことが大事ではないでしょうか。お考えを伺いたいと

思います。

2点目は、児童虐待を防止するための方策についてです。国は10年前、児童虐待防止法を制定し虐待防止に力を入れてきましたが、今1週間に1人の子供が虐待で亡くなっているというほど虐待数がふえているのが現状です。子育てに国を挙げて支援し、少子化を何とか食い止めようとしている中で、虐待で亡くなることはまことに残念というしかありません。

同時に、子育てをしている親の悩みも深刻であることがうかがえます。こうした親御さんの悩みにこたえていかないと虐待はなくならないと考えます。

さて、児童虐待をしている家庭の多くが低所得であるということでもあります。そこで、低所得の子育て家庭を適宜訪問し、子育ての悩みを聞き助言をしていくことが必要と考えます。お考えを伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、まず最初に、質問項目1の小項目①病後児保育の実施についての考えを伺うについてお答えをさせていただきます。

病後児保育の実施につきましては、保育対策等促進事業の一環として病児・病後児保育事業実施要綱として規定がされているところでございます。要綱によりますと、実施主体といたしましては市町村、または市町村が適切と認めたものであります。

次に、事業類型といたしましては、1つに病児対応型、2点目といたしまして病後児対応型、3点目といたしまして体調不良児対応型、この3つがあります。

ご質問の病後児対応型の対象児童としては、病気の回復期であり、かつ集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童であります。

次に、実施の要件であります。病後児の看護を担当する看護師等を利用児童、おおむね10人につき1名以上を配置する。次に、保育士をおおむね3人につき1名以上配置する必要があります。

次に、保育実施の施設ですが、保育室は、利用定員1人当たり1.98平米以上とし、1室8.0平米以上の面積を有すること。観察室、または安静室は、児童の静養、または隔離の機能を持つ部屋であって、利用定員1人当たり1.65平米以上の面積を有すること。その他といたしまして、医療機関との連絡体制の整備、病後児保育専用の調理室の設置、他の児童や職員への感染防止の配慮などが挙げられます。

病後児保育の実施につきましては、必要性については理解をいたしますが、先ほど申しあげましたとおり、保健師等の人的確保、専用の保育室や観察室等の整備、医療機関との連絡体制などの整備、こういった課題がございますので、今後調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、質問項目1の小項目②児童虐待を防止するための方策についてお答えをいたします。8月上旬、大阪市の西区のマンションで幼児2人が放置され死亡するというニュースが流れました。大変痛ましい事件であります。抵抗するすべのない子供たちが、本来温かく見守り育ててくれるはずの親から受ける虐待、虐待は家庭という密室の中で起きていますが、子供にしても、その親にしても、何らかのSOSを発信しています。

子供が日々の生活の中で家庭に次いで多くの時間を過ごす学校、幼稚園及び保育園は、子供の変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にあります。また、同時に、保護者に接する機会も多く、児童虐待の予防の早期発見や虐待を受けた子供たちや保護者に対する支援に至るまで、さまざまな対応が求められます。しかしながら、学校、幼稚園、保育園だけの対応には限界があります。保護を要する児童の早期発見や、その適切な保護を図るため、関係機関や児童の保健福祉に関する職務に従事する者並びにその他の関係者が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくとの考えのもとに、要保護児童対策地域協議会が設立されております。

要保護児童対策地域協議会での対応を基本に、民生児童委員の方々をはじめとする関係機関との連携はもとより、町民の皆様にも情報提供をお願いし、当町から虐待を根絶すべく努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 今後調査研究をしていきたいということでありますので、少しは前向きなのかなというふうには思いました。ただ、大変時間がかかってしまうのではないかという危惧も抱くわけです。

医療機関との連絡体制の整備などが必要だということで答弁されているわけですが、本町の場合、しらこぼとは近くに医療機関があるわけですね。大変都合のよいというふうに思うのですが、そこでの設置というのはいかがでしょうか。ちょっとお答えいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 嵐山には、4園、保育所あるわけがございます。その中で今お尋ねのように、医療機関が同じ施設内に設置されているというか、あるのはしらこぼと保育園ということでございます。こういったお尋ねの病後児保育関係の対応をすれば、環境的にはしらこぼが一番適しているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、何を一番悩んでいるのかというのがちょっとよくわからないのですね。いろいろお金がかかるというのはわかります。特別な部屋を設けるとか、調理室を設けるとかということであるわけですか

ら、その点は理解するのですけれども、その費用面の問題だけでちょっと考えたいということなのではないでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 何を悩んでいるかということですが、先ほど来から申し上げますように、いわゆる保健師だとか、保育士だとか、そういったこと、それからもう一つは、そういった施設的なことも含めて、4園、私立の保育園でございますので、そういったところに対応していただけるかどうかということも含めて、トータル的に今後研究していければというふうなことで先ほどのような答弁をさせていただいたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですね。周りの町内の保育園のことも考えてということですか。

それで、この辺の近所では、鳩山町に病後児保育があるわけです。病後児保育なのですね。病児保育でも体調不良でもなくて、病後児保育のみをやっているということでもあります。ここでちょっと伺ったのですけれども、一番困っているのは、看護師の確保だということでおっしゃってありました。ここ、要はそれがうまくいけば、病後児保育というのは何とかできるのではないですかということなのです。それと、人数の問題、後で出てくると思うのですけれど

ども、50 人を超えないと、年間 50 人以上の利用がないと大きな補助金が来ないということでもあります。

当初このひばり保育園も苦しんでいたということですが、ここ数年定着をしてきて、50 人以上は利用されるようになったということなのですね。町民要望に、町民の保育要望に一刻も早くこたえていくということを町としてはやっていっていただきたいと思うのですね。

そういう点で、看護師の確保ができるならば、そのしらこぼとでやっていっていただきたいというふうに思うのですけれども、ちょっともう一度伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 今の鳩山の幼稚園の例を出していただきました。私どもも身近なところだと、今議員さんのほうからお話がありましたように、鳩山の保育園のほうでやっているというふうなことで状況を聞きました。

補助金のお話もあったわけですが、病後児保育の国のほうの補助金を見ていきますと、1カ所当たり、年額で基本分としては 200 万円、これらが基準額になるのですけれども、それからさらに加算分というのがございまして、いわゆるこれは年間の延べ利用児童数、これによって決まってくるというふうなことでございまして、10 人以上 50 人未満というのがこ

れで40万円、それから50人以上200人未満、これが220万ということで、この40万と220万というところかなり開きがあるわけでごさいます、鳩山さん、その50人以上になるというのがかなり厳しいというふうなことで、そういった意味でも財政的にも厳しいというふうなこともお聞きしております。

看護師が確保できればというお話もあったわけですが、当然始めていく場合には確保しなければ始まりませんので、そういうときは何らかの対応はせざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 50人を、ここ何年間か、ひばり幼稚園は、確保ではない、利用されてきているということなのです。当初はなかなか定着をしてこなかったということなのですけれども、直接確認しましたので、ひばり幼稚園に。最初は大変でしょうけれども、理解をいただければ、だんだん利用者もふえてきていますということなのです。

ですので、嵐山町も最初は確かに大変な時期というのがあると思うのですが、理解いただければこの50人以上の利用というのはあるのではないかなというふうに思うわけですね。それだけ、それだけというか、鳩山町の場合困っている人がいるわけですからね。これ嵐山がないということは言えないわけで、同じようにいる方が多くいるということは予想されますので、やっていっていただきたいというふうに思うのです。

ちょっと町長に伺いたいのですけれども、そういうことで、これからも調査研究というのはいいのですが、なるべく早く実施の方向をお答えいただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんおっしゃるように、町民要望の高いものといえますか、町民要望には、できる限りの対応をしていかなければいけないのは私どもの責任であるというふうに思っております。そういうことも含めまして、今課長答弁したように、検討を加えていって、議員さんおっしゃるような体制が一日も早くとれればという方向で検討をしていきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 町長は、今年の3月議会だったかな、渋谷議員の質問でも、町民要望の2番目でしたか、病後児保育のニーズがあるというふうにお答えしておりましたので、この必要性というのはおわかりだと思いますのでよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、児童虐待に移りたいと思います。この答弁書ですと、要保護児童対策地域協議会で対応するから、問題が起きた場合は、それでいいのだというふうにとらえて書いてあるというふうに思うのですね。

ちょっと要保護児童対策について、保健医療機関、比企の医師会、警察、

小川警察署、教育委員会、さらには小中幼稚園、そのほか人権擁護委員、さいたま地方法務局の人等々、すごいメンバーでこう設立をしているわけですね。これは、嵐山だけではなくて全国的に、98%が全国的に設立をされているということではありますが、要はこういうふうに大き過ぎる組織ですと、この小回りがきかないというのが町の障害なのですね。実際そうなのではないのでしょうか。会議は年何回ぐらい行われているのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 要保護児童対策市協議会のお尋ねでございます。今、議員さんのほうからる関係機関の具体的な名称が出たわけでございますけれども、そういった中で、この組織につきましては、大きく分けまして3つの会議を持って運営というか、させていただいております。

まず最初に、代表者会議ということで、これは後ほど申し上げます実務者会議等を円滑にするために情報交換等をするために代表者会議というのをまず持っております。これは、大体年1回という形で、本年につきましては2月に開催をさせていただきました。

続きまして、その下と申しますか、実務者会議というのがございます。これは、各機関で実務を担当しています方々にお集まりをいただきまして、要保護児童に関する情報交換、つまり状況の把握であるとか、問題点の確認であるとか、そういったような内容の会議を持っております。こちらにつま

しては、本年につきましては5月に開催をさせていただきました。

それから、小回りというお話があったわけでございますけれども、虐待の関係、特にいろんなケースが考えられます。関係する機関もそれぞれ異なってくることもございます。そういった意味で、個別ケース検討会議というのを一番したと申しますか、個別の対応をするためにやっております。こちらは、個別の要保護児童に関する具体的な支援等、こちらについてやると。こちらについては、そういった必要性が生じたときに開催をしていくというふうなことでございまして、最近ですと昨年の4月に1度開催して、以降は開催はしてございません。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) なかなか会議の開催数というのは、頻繁には持ち切れないというのが実情だと思うのですね。これ何も嵐山町だけのことでなくて、全国的にそういうことが言えるわけなのです。

専門家の人は、もう少し小さいものでつくっていった小回りがきくようにしていかないと対応はし切れないのだということをおっしゃっているのですね。ですので、要対協と略しているらしいのですが、この要対協だけに頼るといのはいかがなものかなというふうに思います。これで設立自体が悪いなんて私は申し上げたのではなくて、もっと小さいものをつくっていかないといけないというふうに思って、そういうことを申し上げているわけです。

それで、私の質問というのは、低所得者に限って見守りをきちんとやって
いってほしいという質問なのですけれども、どうしてそういう低所得、それは
安定した収入を得て生活をして子育てをしているところも、それは虐待はあ
りますよ。だけれども、圧倒的には低所得者のところで子育てをしていると
ころで虐待をしているというのが多いということなのですね。この方も、この方
は神奈川県で児童相談福祉士をやっていて、現場を見ていた方なのですけ
れども、ちょっと前を飛ばしまして、貧困の連鎖の中で虐待が起きていると
いうことを日々接する中で見えてきたというのです。この経済的貧窮が一番
の要因であるということなのですね。

こちらの方は花園大学の、花園大学ってどこの大学だか、ちょっと私も存
じないのですけれども、この教授の方が、子供虐待に係る何度かの全国レ
ベルの調査を行っている。多くの重大事例に対する検証報告などを参照
した場合、子供虐待が生じる家庭背景には多くの共通要因があるのだと。
その共通要因、基本因子は、生活の経済的困窮、それから家族の社会的
孤立、親の精神、人格的に未成熟、こういう順番でなっているということなの
ですね。

東京都も前に調査、前にホームページを見ておりましたら、6～7年前で
すか、ちょっと古いデータですが、そのときでも1番に貧困での虐待が多か
ったというふうに載っておりました。ですので、低所得者での子育てにおける
虐待というのが多いというのは、これは事実なことだというふうに言えるわけ

ですね。

そうすると、そういうのがわかれば、この虐待リスク、虐待を起こす危険が多いところを、そういう意味で徹底的に見守っていくということ、ここに焦点を絞って見ていくということが私は大事ではないかなというふうに思うのですね。そのお考えを伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 今の低所得者の見回りをということで、貧困の連鎖の中で虐待が多いと。多い、そういった貧困家庭のところ、そういったところを多く見守ってということでございます。

私どもの考えとしては、やはりまず所得に関係なく、やはり虐待は防止をしなければならぬと。そして、起こった場合には、適切な処置をしなければいけないというふうに考えておるところでございまして、経済的云々というふうな観点ではなくて、私どもの立場とすると対応していきたいと。

見守りというふうな形がありました。必要なこと、箇所というか、家庭等につきましても、民生児童委員さん等とも連絡をとりながら、そういった対応もとらせていただいて、事実とらせていただいている家庭もございまして。ですから、今後につきましても、そういったことでやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 低所得者に限らず見ていくのだというお話で、一見もっともなような意見なのですね。全体的には、虐待などなく、きちんと子育てをしているという家庭が多くを占めているわけですね。そういう面では、虐待を起こしている家庭というのは一部であると。ふえてはきているけれども、一部であるということと言えるというふうに思うのです。

それで、全体を見るということなのですからけれども、実際に全体を見きれるのかということがあるわけですね。小さい子、こんにちは赤ちゃん事業があって、嵐山の場合、全員、全部見られているのかちょっとわかりませんが、とにかくその制度がありますけれども、全体で、9歳以下、10歳を超えると、児童相談所によりますと相談数がぐんと少なくなってくるということなのです。

ですので、深刻な虐待も10歳超えてもあると思うのですけれども、とにかくそれ以下を集中してやるのが今は大事かなというように思いますので、そこに絞っていきたいと思うのですが、9歳以下、嵐山町で1,386人いるわけですね。これ、全部見ることが可能なのでしょうか。こういう虐待が起きてからの対応でしかないのではないのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 9歳以下で1,386人、全体を見ていく

ことが可能かというふうなお尋ねでございます。虐待防止、この方策というのが幾つかあるかなというふうを考えております。

まず、保護者の側面からのアプローチということで考えてみますと、いわゆる妊婦健診であるとか、幼児健診であるとか、こちらについては、町の場合には健康福祉課のほうで担当していただいておりますので、そういったことで、こういった健診時に、保護者の皆さんの体調含めてご相談等に乗っていく、あるいは把握をしていく、そういったことが考えられるかなというふうを考えております。

それから、子供の側面から次に考えていきますと、基本的には保育所であるとか、幼稚園、学校、そういったところでの把握、具体的には登園しているかしていないか、あるいは傷を負っているか負っていないか、そういったようなことも含めてあろうかなというふうに思っております。

それから、もう一つは、生活環境等の側面からというふうなことで、先ほども申し上げましたですけれども、児童委員さん、民生委員さん、あるいは法律のほうにもあるわけですけれども、住民が虐待を見たときには、児童相談所ないし役場、そういったところに通告をする義務が国民にはあるわけです。ございまして、そういったことの側面からの把握、そういったことで状況を把握し、必要があるものについては、私どもないし関係機関と連絡をとって対応していきたいというふう考えておるところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) この課長がお答えになった今年8月の大阪市の幼児2人の放置で、ネグレクトによる死亡ですよね。ネグレクト、直訳すると無視、無視をするという意味らしいのですが、日本語に訳すと育児放棄というふうに訳すみたいですが、このネグレクトによって死亡をしていると。

今年1月には、江戸川区で、岡本海渡君が暴行を受けて亡くなっている。その後も、毎月のようにあるわけですね。そういう自治体では、今課長のおっしゃったようなことは、きちんとやられているわけですよ。やられていて、事件は実際に起きているわけですね。ですから、今、課長のおっしゃったようなやり方では、不十分な面があるのだということを示しているというふうに思うのですね。

もう一步進めていかないと、これはいけないというふうに思うのです。嵐山町でも、前に課長お答えしておりましたが、虐待があり、ネグレクトがあったということでありましたので、1度こういう虐待を受けると、一生涯にわたって自尊心を失い、無気力になり、社会的貢献というものをしなくなり、親になった場合、虐待を再生産させ、薬物やアルコール依存に陥り、犯罪など反社会的行為に走らせてしまうことが多いということなのですね。これは甚大な、こうしたことで甚大な悪影響を社会に及ぼしてしまうと。社会的には大きな、その人がきちんと働いてなんかくれないわけですから、損失もあり、またその人を立ち直らせるためのコストもかかってしまうということで、この予防と

というのが今必要なのだということなのですね。その予防をどうするかというのが今大事なのではないでしょうか。

低所得者に絞っての見守りということが私は一番やりやすいのではないかなというふうに思うのですが、課長でもお答えしづらいですか。ちょっと町長、お答えいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 児童虐待の見守りということですよ。そして、それが共通の要因の中で低所得者のご家庭に多いと。ですので、そのところを重点的に見守ったらいいのではないかというご提言だと思うのですが、そういう見方も一つにはあるかなというふうに思うのですね。だけれども、今説明させていただいたように、このちょっと小回りがきかないのではないかとされるほど、いろんな立場の人に入っていて、それでその中で検討を加えていかなければいけないほど、この児童虐待というのは難しい対応が迫られているということなのですね。

ですから、簡単にどうする、こうするということではなくて、子育てにも関することですので、親御さんがどのような考え方をして、どういう家庭教育をしているのかとかいうところから始まって、いろいろ広い部分があるわけですよ。そういう中で、低所得者だからといって、そのところはどのような見守りをするのかというようなことになるわけでありまして、この地域の見守りと

いうのは、児童虐待だけではなくて、きのうも話に出た孤独死等に関して、ちよつとご近所で何か変わったことがないだろうかという、この相手を思いやる気遣い、これが何ととっても一番だと思うのです。

それで、そののところでちよつとした異変というようなものを見つけて、それを連絡をし合う。そののところから始まるのではないかなというふうに思って、嵐山町ではそういう方向でお願いをし、それから孤独死のほうの関係についてもそういう方向でいろんな事業を立ち上げようとしているところでありまして、こちらの児童虐待についても、今行っている状況をより地域の皆様方にも、児童虐待について関心を高く持っていただいて、情報連絡が多く出るような形でやっていきたいというふうに思っております。

ですから、議員さんおっしゃるように、どこのところに特別絞ってというのは、ちよつとどんなものかなと、難しいのではないかなというふうに感じております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 今年というか、先月の21日に大阪の弁護士会が子供の貧困と虐待ということでシンポジウム開いているのですね。ここでも貧困が家庭や生活にもたらす影響や虐待との関係を検討してきたの報告をしてきたということなのです。

低所得者の家庭に虐待が多いというのは、子育て自体が大きなストレスがかかる、フラストレーションがたまりストレスになっていくというものですよ

ね。その上に、生活をどうしようと、収入が少なくてどうしようとあれば、それにプラスして悩みがふえるわけですね。ストレスがたまるわけですね。子供にやってくれと言ったものをやらなかったものに対して、ささいなことに対してちょっと怒りをぶつけてしまうということが当初のきっかけで始まりであるということ、そういう報告もあるのですけれども、載っていましたけれども、普通の家庭よりはストレスのたまるのが低所得者の家庭だということは、これはそんなに説明しなくてもご理解いただけるのではないかなと思うのですね。

であれば、その家庭を特別に見守っていくということが、これはできないことではないというか、これからも虐待防止をする方向性だというふうに私は思うのですよ。全体を見ようなんていったって、見切れっこないのですから、1,386人もいる中で。見切れっこないのですから、普通の家庭は大体がきちんと子育てをしているわけですので、焦点を絞った見守りというものが私は必要ではないかなというふうに思うのです。町長、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっとお言葉を返すようではありますが、ちょっとそのところだけに絞って見守りをするということは、虐待防止についてはどうかなというふうに考えておまして、現状では、しかも低所得者というのはどこのとこ

ろのどういう人なのかということもありますし、それをちょっと現状では難しいのではないかなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それでは、ちょっと税務課長、200万円以下の子育てをしている家庭の把握というのは、これできるのでしょうか。

○藤野幹男議長 それでは、税務課長にわかるようでしたら。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

今、税務課のほうでは申告支援システムというのがあります。そこで、所得段階で抽出は可能です。ただ、所得だけであって、その名簿は出ますけれども、後で扶養がいるとか、例えば母子家庭とか、それは後で課税状況等の照合が必要でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員にちょっと申し上げますが、やたら話が広がるようなことにならないようお願いいたします。

はい、川口議員どうぞ。

○9番(川口浩史議員) いや、これは必要な質問だというふうに思っていますので。

○藤野幹男議長 どうぞ、どうぞ。

○9番(川口浩史議員) それで、ということで、200万円以下がワーキング

プアの基準でありますので、それ以下だったらいいと思うのですよ。今、ちょっとどこを基準にというふうに町長がおっしゃいましたので、そこを基準でやっていただければというふうに思うのです。見守りといっても、家庭訪問して元気ですかで、それで帰ってくるようなのでは不十分らしいのですよ。半日ぐらいの親とのつき合いというものを目指してやっていかないといけないと。赤ちゃんにいつ、赤ちゃんの場合、いつミルクを飲ませるのかなど、そういったケアも一緒にできるくらいにまで踏み込んでやっていくことが必要だというふうに専門家ではおっしゃっているわけなのです。いかがでしょうか。もう一度伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 見守りというのは、その起きた後なのですよね。起きた人を見て歩くわけですよね。起きそうな人を見て歩くわけですよ。ですから、事前のいろんな対応が今求められているわけですよね。ですから、子育てについての悩みだとか、いろんなそういうようなことができる体制を、いろんな健診時等、幼児の健診時から、また幼稚園、保育園等の何かの集まり等についても子育てをするお母さん方の相談体制というものもしっかりとっていかなければいけない。そういうところを通じて児童虐待が起きないような子育てをする、応援をやっていくことが大切なのではないかなというふうに思っております、そういうものを幼児期のときから体制がとれるような方向で、今いろんな形のところでチェックを、気を使うような形の体制はとっているわ

けです。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 予防が大事だと。虐待を受けてしまったら一生涯の心の傷が残ってしまうということであるわけです。悩みを持ってくるような人であればまだいいのですけれども、問題は、そういう持ってこないような人が実際は虐待を起こしているわけですね。ですから、そこはこちらから訪問をしていかないといけないというふうに思うのです。ぜひ、1回目の質問でするので、今後ご検討いただきたいというふうに思います。

続いて、2点目ですが、セイメイファームについてです。周辺の住民生活に大きな影響がありながら改善が進んでいません。いないこの問題です。2点についてご質問いたします。①は、最新の臭気、騒音、水質の検査結果をお聞きしたいと思います。②は、この間、どんな指導が行われ、対策がとられてきたのでしょうか。

以上、伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 質問事項2の小項目1、臭気、騒音、水質の検査結果につきましてお答えいたします。

セイメイファームにつきましては、ご存じのとおり長い間の問題であり、地区別懇談会等を行ってまいりました。数年前より地区と事業者との話し合い

を設け、昨年 10 月の話し合いにより、月 1 回、埼玉県川越家畜保健衛生所と産業振興課、環境課職員で事業所に行き、状況を確認しております。

さて、今年度は 6 月 20 日に、杉山地域の住民の方とセイメイファームの現地確認及び話し合いを行い、環境調査を 7 月 8 日に実施いたしました。

臭気指数の調査結果では、平成 20 年を境に、敷地境界線風下の結果は下降傾向にあります。敷地の北側にある脱臭装置出口では、逆に上昇傾向にあります。

鶏ふん発酵装置付近敷地境界線では、発酵装置の稼働状況と堆肥の状態からの影響で、臭気指数に変動が見られます。臭気指数は、鶏ふん発酵装置付近敷地境界線では 22、脱臭装置出口で 39 で、いずれも環境基準をクリアしていませんでした。

騒音調査では、送風機前、50 デシベルであり、環境基準をこれもクリアしていませんでした。なお、水質では、排水基準をクリアしておりました。

続きまして、質問事項 2 の小項目 2、どんな指導が行われ、また対策がとられてきたのかにつきましてお答えいたします。毎月事業所へ伺ったときの状況により、その都度、気づいた点を指摘し対応するよう指導しております。また、環境調査結果につきましては、写しをセイメイファームへ渡し改善するよう指導しております。また、埼玉県川越家畜保健衛生所、東松山環境管理事務所へ環境調査結果の写しを渡し、それぞれ指導していただくよう依頼しております。

それから、杉山地域の住民の方とセイメイファームの現地確認及び話し合いの中で騒音対策として、夜間送風機を停止しております。臭気につきましても、鶏ふん発酵促進剤の使用や鶏ふんをためないよう対応していただいておりますが、なかなか抜本的な解決に至らない状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 答弁者の課長さんに申し上げますが、途中、騒音調査で、送風機前 50 と言いましたか、今、どうぞ。

○篠藤賢治環境課長 送風機前 70 デシベルでございます。

○藤野幹男議長 はい、わかりました。

川口議員。

○9番(川口浩史議員) これが平成 19 年の水、音、においなのですが、水は今回、今回というか、前回もそうなのですが、クリアしているということなのですね。音の場合、前回 69、それが今回 70 と、70 デシベル。この音は 55 デシベルが基準値ですよ。においのほうは、脱臭装置出口で 39 と、これ基準値は 18 で、前回も 39 なのですね。全く進展がない、改善がないという状況なのですね。やっぱりこれでは、地元の人もうそろそろ話し合いもしてきたけれども、こう進展がないと、いいかげんにしてくれというふうになってくるのも、その気持ちもわかるわけですよ。

前に見に行ったときに、鶏ふんの発酵施設が、波板が割れていて、そこからにおいが漏れているということが住民懇談会の中で指摘されていたの

ですけれども、その点は改善はされているのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 波板の件につきましては、ちょっと私ども行ったときに気がついておりませんで、いつごろの話だったのですかね。

○藤野幹男議長 川口議員。

○9番(川口浩史議員) いつだったかという、07年の10月14日、平成19年の10月14日ですね。その時の話し合いの中で出されていたわけですね。わかりますか。ちょっと調べないとわからない。そうですか。わかりました。

それと、平成18年に最新の鶏ふんの処理機を入れているわけですがけれども、あそこからのにおいというのはいかがなのでしょうか。ぐんと下がっているのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 新しい鶏ふんというのは、明神前線の一番トップの左側だったかと思うのですけれども、そこでのその後ろに、調査した、先ほどお答え申しました鶏ふん装置発酵装置の敷地境界線ということになるかと思うのですけれども、22で、その後ろに脱臭装置の際というか、出口というか、排出があるので、そこが39でございました。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そこが高いと、もう改善のしようがないということになるのでしょうか。私は、その装置をほかの発酵装置に置きかえてやっていけば改善は進むのではないかなというふうに考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 構造上の話で、新たに設置していただいた発酵装置につきましては、機能としては一番、あの当時の、今どのくらい進んでいるかわかりませんが、あの当時の機械としてはかなり有効だということで導入したのだと思うのですけれども、その位置関係と、その施設の脱臭装置のところはあまりうまく稼働していないというのが現状だと思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、うまく稼働していけば、もっと臭気が落ちるということであるということなのですね。

ちょっと町長に伺いたいのですけれども、基準をオーバーしているわけですね。この問題、一刻も早く解決すべきだというふうにお考えになっているのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 基準に適合するように指導をしているわけですが、ご承知のように、答弁の中にもありましたけれども、数年前より地区と事業者との話し合いの場を設けるということで、今までは、私6年前にお世話になって、初めての地域の皆様方との話し合いのところに行ったときには、それまでは町が中継をして話をするような形でずっと来たのですよね。ですので、それではお互いにわからないから、直接は。どういうことなのだろうと。町はこう言う、そして聞いたからこう言う、こっちから言ったからこう言うということであったわけで、ぜひ話し合いの場に事業者として出てもらいたいということをお願いをして、そして説得をしてというか、了解をいただいて話し合いの場がこう設けられるようになりました。

それで、その席で、話し合う中で、このところはこうしてください、このところをこうしましょうということでやってきたわけですが、解決には至っていないわけなのですが、このところをこういうふうにします、今度はこういうふうにしますからということを経営者が地域の人に約束をして、それで、それができるかどうかというのを町は検査をしていって、チェックをして、それでまた指導をしているというような状況で、こう経過、今まで来ているわけなのです。

ですので、以前に比べるとよくなったから我慢してくれということではないのですけれども、そういう形でお互いの意見というのを直接言ったり聞いた

りする中で、そしてポイントというのは、町もそうですし、県の係もわかっているわけですので、そのところを、町、県が検査に行ったときに、そのところを言うようにしておりますので、今、そのところがクリアできていない部分については、これからもしっかり、事業者もわかっているわけですから、地域から言われていることというのは。ですから、より強く事業者に対しても話をしていきたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それで、最新の処理機を平成18年に設置しているわけですね。先ほど波板が壊れているというお話ししたのですけれども、最新のにやっぱり置きかえていくことが、今一番困っているのは臭気ですから、臭気の改善に私はつながるのではないかというふうに思っているのです。ただ、費用が高いのですよね。これをセイメイファームさんだけでやってくれというのもちょっと大変だというふうに思うのです。そこで、町のほうでもいろんな補助を考えて、この装置を一刻も早く設置する必要があるというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先日も事業者のほうから話がありまして、制度融資というような指導を町でもして、協力をして、県とも話し合いを持ち、そしてそういう形の制度資金等も活用しながら企業経営の中で課題となっているものを処

理をしていただきたいというような指導、話は係からしております。

ですので、そういう方向でこれからもやっていきたい。町で、その部分だけ、幾らかけて直接どうだというところが、結果として、また県の指導等も受けているわけですがけれども、ここのところをどういうふうにしたら数値が完璧にクリアするというようなことというのははっきり見えていないわけですので、数値が下がってきている、あるいは今回はまたちょっとふえてしまったというようなことが、季節ですとか、気候ですとか、湿度ですとか、いろんな状況の中でそういうことが繰り返しになってしまっているわけなので、何とか解決に向けて町がどこまでどうできるかというのもちよっと検討を改めてしてみたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) その装置を一刻も早く設置することが、私にはおのの改善につながるというふうに思うのです。そういう融資制度を、前にもそれ提言しておりますが、お考えいただいて、県とも相談していただいて、一刻も早く、住みやすい、周辺住民の人が住みやすい環境を整備していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時16分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 松 本 美 子 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号9番、議席番号 12 番、松本美子議員。

初めに、質問事項1の教育行政の重点施策についてからお願いします。
どうぞ。

〔12 番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○12 番(松本美子議員) 12 番議員、松本美子。議長の指名がございましたので、通告書に従いまして順次質問をさせていただきます。

昨日もこの問題につきましては質問等がございましたので、重複する可能性が多々ありますけれども、よろしく願いをいたします。

項目1ですけれども、教育行政の重点政策について、20年の4月より教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正となり、事務の管理及び執行の状況につきまして、点検及び評価の結果を公表して説明責任を果たすというふうなことがありまして、なりまして、その結果が提出されました。それを受けましての質問とさせていただきます。

①ですけれども、学力の重点は、読む、書く、計算ということですが、確

実に県の平均を上回り、これは努力の成果があったというふうに認識をいたしております。さらに、どの生徒にも、全生徒にきめ細やかな指導の充実を図っていく必要性もまだまだあると思います。これにつきまして、課題、あるいは早急に明らかにした問題点などございましたらお聞きをさせていただき、この対応につきましてもお尋ねをさせていただきます。

②ですけれども、三部会というものを町全体に組織をなされたようでございますが、その後の状況を伺わせていただきます。まず、学力の向上推進委員会、2つ目といたしまして、規律ある態度推進委員会、また3つ目といたしまして体力向上推進委員会、この3つにつきましての部会をお尋ねをさせていただきます。

③といたしまして、指導主事さんが2名の支援体制になりまして、学校のおさまざまな声と、それから各学校訪問の回数等もかなりふえまして、問題を把握し、授業の支援、あるいは生徒指導の支援等が行われているようですけれども、この指導内容、あるいは各学校の問題点等につきましてございましたらお尋ねをさせていただきます。

④といたしまして、学習の支援員さんあるいは学級補助員さんが、各学校の実態と要望に沿いまして配置をされているようですが、今後増員の方が必要であるか伺わせていただきます。

⑤につきまして、いじめあるいは不登校の未然防止と解消は20年度3.57%、17人ということで減少という形をとっているようですけれども、また

さわやか相談件数も20年度は1,914件ということになりまして、少しずつ減ってきているということですが、これは相談員さんの活動、あるいは成果というふうに思っているわけですが、その相談の関係、あるいはいじめ、不登校の関係で、課題あるいはそのときの指導状況が伺えたらお願いをいたします。

⑥といたしまして、食の重要性はどなたもが理解をしているところと、あるいは感心があることは目的に相違ございませんが、その中で農業体験で田植え、あるいは稲刈りというようなもの、あるいは畑の仕事というようなものを取り入れながら実施をしているようですが、まず給食の米飯でございますけれども、18年度よりは地元産で100%お米を使いながら、今年度4月より週3回という形で取り組んでいるようですが、これは非常に地元農家といたしましても喜ばしいというふうに私も考えております。

また、地元野菜というものが使われておりますけれども、20年度につきましては23.4%だったということで、もう少し頑張ればよろしいのかなというふうに思っております。また、目標が30%の達成というふうな目標が掲げられているようですが、なかなかここまで到達ができないようですが、それで問題点がございましたら伺いいたします。

また、このお米の給食あるいは地元野菜につきまして、生徒の変化あるいは生徒がどのような関心を深めているのかにつきましても伺いをさせていただきます。

⑦ですけれども、給食調理場の関係は、21年の9月に稼働ということで、新しい施設が整いまして、おいしい給食が各幼稚園、あるいは学校等に搬出されているわけですが、非常にこれは希望に満ちた給食センターということで、町民あるいは生徒も喜んでいるのではないかというふうにも思っているところでございます。それにつきまして、食の残菜というようなものが出てくるはずですが、現在につきましては焼却という形で処理をされているという報告でした。ですけれども、循環型社会を目指しながら堆肥化をしていきたいというようなことにも考え方が整っているようですけれども、これは資源を有効に活用するということでは非常に喜ばしいことで、自然環境にもよろしいというふうに思っております。

また、関係機関との協議と検討を進めているというようなことですが、どのくらいまで進んでいるのかお尋ねをさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目①、②、③について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 松本議員さんから、初めに、これまでの質問と重複するかもというお話がございましたけれども、私のほうも答弁で重複する部分があると思いますが、まずもってお許しをいただきます。

それでは、まず質問項目1の小項目①学力向上のため、きめ細やかな指導の充実を図るための課題と対応についてお答え申し上げます。埼玉県

では、学力・体力・規律ある態度に関して、どの子にも確実に身につけさせたい基礎的・基本的内容について教育に関する3つの達成目標として各学校で取り組んでおります。ご質問の読む・書く・計算は、学力の基礎・基本として取り組み、毎年その達成率を検証して指導の改善に努めております。

達成状況ですが、平成20年度においては、嵐山町の小中学校とも読む・書く・計算のすべてが県平均達成率を上回りました。21年度は、小学校の達成率に低下傾向が見られます。したがって、小学校における基礎・基本の確実な習得が課題でございます。町全体として、これまでの実践と成果を踏まえ対応したいと考えております。

次に、質問項目1の小項目②三部会のその後の対応についてお答えいたします。学力・体力・規律ある態度の3つの達成目標の取り組みについて、達成状況の把握や分析を行い、課題と具体的対応を明確にして、町全体の達成率向上を図るため、教育委員会では、学力向上、体力向上、規律ある態度に関する3つの推進委員会を組織し取り組んできました。各推進委員会は、校長代表、各学校教員代表、指導主事を委員としておりますが、体力向上推進委員会は、養護教諭、保健主事、栄養士も委員となっております。委員会では、研究や活動結果を報告書としてまとめ、各学校における指導の改善に生かしております。

次に、質問項目1の小項目③各学校の問題と指導についてお答えいたします。ご配慮いただきまして、指導主事2名の配置をいただきました。大変

お礼を申し上げます。各学校への迅速かつ適切な指導、支援に努めております。できる限り学校現場に足を運び、現場の実態から学び、学校管理運営、学習指導、生徒指導などの充実・改善の支援に努めております。

各学校の問題はというご質問ですが、学校それぞれに課題はございますが、あえて問題を挙げますと、教育指導に関しては、個々の児童生徒に係る生徒指導上の問題、学校管理に関しましては老朽化に伴う施設管理上の問題でございます。学校との日々の情報交換、相談、訪問を大切にして、迅速な対応を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目④について、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、質問項目1の小項目④学習支援員、学級補助員の増員の方向性を伺うについてお答えをいたします。

平成18年に学校教育法等が改正され、小中学校等に在席する教育上特別支援を必要とする児童生徒等に対して適切な教育、いわゆる特別支援教育を行うことが明確に位置づけられました。障害に応じた適切な教育を実施する上で、支援員、補助員の活用、役割が重要となっております。

当町においては、法の施行に先駆けて、平成17年度より配置をしているところであります。役割といたしましては、1つには、基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助、2点目といたしましては、学習活動、教室間移動等における介助、3点目といたしまして、児童生徒の健康、安全の確保、

4点目といたしまして、運動会等の学校行事における介助などであります。

次に、配置までの流れであります。保護者や学校の要望により、就学支援委員会の意見を踏まえて必要に応じて配置しております。本年度は6名の児童生徒に対して10名の支援員、補助員で対応しております。

さて、増員の方向性ということですが、先ほど申し上げましたが、保護者や学校の要望により、就学支援委員会の意見を踏まえて必要に応じて配置してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目⑤について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 小項目⑤いじめ、不登校の課題と今後の指導状況につきましてお答え申し上げます。

いじめについては、担任やさわやか相談員などによる日常的な相談、指導によって多くは解消しております。現在の課題は、不登校の解消でございます。中学校は年々減少しておりますが、小学生は増加いたしております。中学校への接続ということを考えますと、小学校の不登校対策が課題でございます。不登校のきっかけは個々さまざまです。本人の問題、友人関係、親子関係、学業の不振、家庭環境の急激な変化などが考えられます。

今後の指導ですが、教育委員会では、これまで基本的な生活習慣の育成、教員一人一人の生徒指導の指導力の向上、生徒指導・教育相談体制の充実などの対応を進めてきました。また、学校では一人一人の実態に即

した対応に努めてきました。しかし、何といても、不登校の改善や解消には保護者との協力が大切でございます。そのような視点も含めて、今後とも学校との連携をさらに深めて改善に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目⑥、⑦について、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、まず最初に、質問項目1の小項目⑥地元野菜使用目標30%達成の問題点、生徒の変化、関心度についてお答えをいたします。

平成21年度の学校給食における地元産野菜は、ジャガイモなどの9品目の年間使用量2万2,058キログラムのうち6,279キログラムであり、全体の28.5%となっております。目標30%ですが、問題点としては、いかに年間を通じて安定して供給していただけるかであります。今後も、現在提供していただいておりますいきいき野菜組合や関係機関と連携の上、地元産の使用量増を図ってまいりたいと考えております。

学校給食用食材に地元で育てたものを取り入れていくことは、子供たちに、地域の農業や地域に対する興味、関心を持たせ、食育、郷土愛にもつながるものと考えております。

次に、質問項目1の小項目⑦給食調理場の残菜処理の検討の進捗を伺うについてお答えいたします。学校給食の残菜処理につきましては、ご質問にもございますように焼却処理をしておりましたが、本年1月の新給食セン

ターの稼働に合わせて、循環型社会形成のために産業振興課や嵐山南部堆肥生産利用組合にご協力をいただき、堆肥化し資源として有効活用を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、①から再質問をさせていただきます。まず、①の再質問なのですが、学力の関係につきまして、19年度が県平均が下回ったのが、小学1年あるいは4年生だったということです。そうすることによりまして、20年度には県平均が上回ることはできたということですが、即そういった結果が出るということは、教育ではなかなか難しいというふうに考えておりますけれども、そういう県平均よりも上回ることはできたということの、その指導が必要だったのだというふうに考えてはおりますが、このときの特に指導的なものが特別に何かあったのかというふうに思っておりますけれども、いかがだったのでしょうか、お尋ねをさせていただきます。そこで、ではお願いします。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 お答えします。

指導の効果、具体的にどんな方法等があったかということですが、各学校それぞれ小中学校、実態に合わせていろんな取り組みをしていただ

きました。3つの達成目標の学力については、読み、書き、計算でございますので、ドリル的なことが多いので、読むについては朝読書を徹底的にやろうということで、それぞれの学校取り組んでいただいた。

計算については、それぞれ中学校も含めまして、算数、数学の授業の開始5分前は、ドリル的な計算を徹底しようではないかということだとか。

それから、書くについては、なかなか時間はとれないのですけれども、長い作文、あるいは書くのは大変なので、いわゆる目安の量として少ない短い文を書いて表現する方法を、できるだけ授業時間取り入れたと、そういう取り組みがあります。まだまだたくさんありますけれども、簡単に申し上げますと、その3点でございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そういった積み重ねによりまして、19年度から20年度にかけては県平均が上回れたということの答弁でございましたので、非常によかったなというふうに思っております。

また、全体的なのですけれども、指導するということにつきましてのそれぞれの工夫ですか、あるいは改善というものが必要になってきていると思います。そういった中で、生徒一人一人に適したなかなかその指導というものは非常に難しいのかなというふうに思いますが、それを、このところを把握をやはりしていただかないと、なかなか教育に関しては上回ることは、全員の生徒がやはり落ちこぼれることなくいかなくってはなりませんので、特別に

何かそういった一人一人のしっかりとした把握につまましての指導、あるいは工夫というものがもし行われているようでしたらお尋ねをさせていただきます。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 達成率が上回った、下回ったというのは、いろんなとらえ方がありまして、目安としては、県平均の達成率として上回ったかどうかであって、その学校として点数を上回った部分もある。だけれども、県平均と比べると0.何ポイントか下がったと、一概に上がった下がっただけでは申し上げられないのですけれども、教育委員会、学校としては1人の子供が前の年よりも、少しでも自分の力が上向きに発揮できるように支援していくというのがねらいです。そうすると、松本議員さん、今おっしゃったように、一人一人、個に応じた指導をどうするかということに尽きます。

各学校では、昨日以来申し上げましたけれども、指導方法の工夫改善、指導形態の工夫改善。指導方法というのは、一人一人に視点を合わせた45分、50分の授業の流し方、形態というのは、チームティーチングやったり、理解度に応じて子供たちを分けてやる習熟度別指導というもの。それから、もちろん一斉授業の中でもそうですね。

そういう中で、問題は、そういう指導をしても果たして伸びたかどうかというのを教員が把握して支援しなければいけない。そのために評価を工

夫すると。一人一人に合わせた評価を工夫している。これは大変な労力ですね。それは学校によっても違いがありますし、学級によっても違いがあります。例えば七郷小学校ですと、1学年で、きのう申しあげましたように 20 人です。菅谷小学校でいうと 31 人、31 人、31 人の3クラスの 93 名の子供がいます。志賀小学校 24、24 の2クラスで 48 名の子供がいる。それぞれの子供の実態に応じて学校が工夫していくということが必要かと思えます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、指導の方法がいろいろ工夫をなされているということで、ご苦労だなというふうにも思いますけれども、その指導をなさる先生方につきましての研究会でしょうか、そういうものを行われたということですが、外部の指導者を招いたということですが、これは全町の5校ということで、51 回から 55 回でしょうか。報告書にはちょっとそんなふうには載っていましたが、実施なされたということで、特に小学校では、きのうもお話が出たようですが、英語だったというようなことです。これは、かなり教員の方からも新教育課程に向けては、大変よかったというような成果が出たというふうに報告書には出ておりました。

その中で、先生がせっかくこう研究会等重ねてこられて、それが生徒のほうにやはり反映できなければ宝の持ち腐れというような形になってくのではないかなというふうに思いますが、その生徒になかなか反映していくと

ということも、かなりの難しさもあるのかもわかりませんが、この研究会をなされての成果を子供にどんなふう伝えて指導していけたらよいのかなというふうなところがちょっとお聞きしたいのですけれども、ご答弁いただければと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 お褒めの言葉をいただいたのですが、教員の研修についてですけれども、1点目は、外国語を導入するということで、おとし、私どもも含めて先生方も、小学校の5、6年生の担任の先生がどうやって英語を教えるのだいという、非常に不安がありまして、町全体で全部の先生方集まっていたいて、先進校の指導主事さんをお招きして、実際に模擬授業をしていただきまして、それで先生方が、ああこうやればいいのかと、できるのだという自信をつけたということが、まず第一歩ですね。

その自信が、子供たちに伝わらなければいけないということで、授業研究会を校内でやったりしまして、大変これは成果があったと思います。いよいよ本格実施ですけれども、支えとなった英語については、国の事業仕分けで英語ノートを頼りにしていた。それが事業仕分けでバツになったものが、どうも報道によりますと復活ということになりまして、これも先生方安心しているところですが、今後の推移を見たい。

それから、学校の校内研修、20年度は51回であった。これにつきまして

は、昨年度は 75 回、これは校内研修といって学校で独自に先生方が研修して、外部の大学の先生やら、あるいは県の先生方をお招きして指導をいただく。これは、もう 75 回です。ですから、きのう吉場議員さんが、8月の 20 日で、吉見はそういうのをやって嵐山はというお話がありましたけれども、一番大事なのは日常の自分の学校に合った児童生徒に反映できる校内研修というのは私は生命線だと思っていますので、今後もそういう研修について、指導主事がほとんど行っていますので、引き続き実施したいと思っています。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) ただいまは小学校のほうの英語の関係につきましての研究会に実施なされて、申しわけないのですけれども、75 回ということになるのでしょうか。私 55 回って申し上げたかなと思いましたが失礼いたしました。

そうしますと、中学校のほうも同じように行われてきているということだと思いますけれども、その研究会の内容につきましてお尋ねさせていただきます。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 校内研修というのは、その学校その学校で、毎年、本年度1年かけて、我が学校はどういう教育課題を持って、そして我が教員はどういうものを研修していこうかというので、校長先生中心に学校でテーマを

設けます。ですから、1年、1年間、校内研修のテーマが違います。

例えば発言力を中心にやる場合もありますし、子供たちが自主的に活動する学習指導はどうあったらいいだろうとか、あるいは読解力を高める国語指導はどうであったらいいだろうかと、毎年これ違います。中学校によって校内研修のテーマが。そのテーマに沿って外部の指導者の先生を招いて、実際に授業を行って見ていただいて指導していくと。こういう繰り返しですので、それぞれ中学校によっても、その学校がどういうテーマを設けるかで研修の方法や内容が違います。大変よく私はやっていただいていると思っています。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、全職員さんがもちろん参加ということだと思いますが、これにつきましては、毎回全職員さんの参加で行われてきたのかお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 原則は、とにかく全員参加です。ただし、テーマによっては部会に分かれたり、今年は英語を中心にしていくのだという場合は英語、今年は理科を中心でしていく場合というのは、それぞれの部会に分かれてやる形式がございますけれども、原則校内研修ですので、全員の教員を対象にしてテーマを設けて研修すると。こういう形になっております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 次へと移らせていただきますけれども、よろしくお願ひします。

②につきましてなのですが、推進委員会が3つ立ち上げられたということで、それぞれ答弁等にございましたけれども、この中で校長さんの代表、あるいは各学校の教員さんの代表、指導主事さんというようなグループ的なものができていると。あるいは体力向上につきましては養護教員さん、あるいは保健師さん、栄養士さんというふうに3つ分かれているということですが、この中で特に問題になられたようなことがもしあるようでしたらお尋ねします。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 毎年、例えば体力向上推進委員会では、こういう冊子をまとめて全部の先生方に配って、これを中心にやっているわけですが、特に問題ということはございません。よくやっていただいていると、これは思っています。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) どうもありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきますけれども、③だと思ひますが、指導主事さんの関係に移らせていただきますけれども、2名の増員になられて非

常に充実ができていたというような答弁でございましたが、これは6月から10月ぐらいまでの間に102回ほどの学校の訪問等を行って、できる限りその学校での問題点、あるいは生徒間での指導に問題があるかないかということ把握しながらやってこられたというようなことですが、ここでは特別な問題が起きていたとか、そういったようなことに直面したことがあるかないかをお願いします。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 指導主事2名について、学校からの問題点等は一切ございません。2名になるということは、迅速に対応できるということと、学校の校長さん、教頭さんはじめ、担当の先生が教育委員会に来る以前にこちらから出向いていくということ。それから、具体的には、生徒指導上が課題であるということ申し上げましたけれども、各学校に生徒指導委員会、定期的にございますけれども、場合によっては、そこに教育委員会から指導主事も直接参加して、現場の先生の声聞いて、できるだけ施策に生かせるように努力をいたしております。

なるべく現場から足を運ばせないように、こちらから自分の目で、自分の足を運んでみて、その現場から学んで、それを支援の柱としていくというのが、これは原則でありますし、そういう対応をさせていただきたいと、今後ともそう思っています。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、引き続きということになりますけれども、特に学校の生徒間に関してはなかったというようなことでほっといたしております。

それと、学校の管理についてではお尋ねさせていただきますけれども、老朽化がかなりあるような施設というものもあったというようなことですが、これは七小につきましてか、あるいはどこかほかもあるのかもわかりませんが、老朽化をしているので施設管理が問題だというふうな点は、どこどこが挙げられたのかお尋ねします。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 全体的にどこでもあります。予算をお認めいただきまして、それぞれ学校の管理費ということで予算をお認めいただいておりますけれども、修理・修繕費というのは、もう毎年底をついている状況でございます。

これまで、議会の皆さん方にご配慮いただきまして、いろんな施設管理について応援していただきました。今議会でも出されました駐輪場のことでありますし、志賀小のネット、フェンス、壁の改修でありますとか、あるいは菅谷小の床、廊下の壁面の木造化でありますとか、さまざまな面で、あるいはプールのあれだとか、浄化水槽ですとか、どこもです、七小に限りません。また、多いところは、今後、またご支援いただくようになると思いますけれど

も、体育館の診断に伴う今後の措置と。これは、もう本当にあれです、予算がもう底をつきます。そういうのが管理上の課題でございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、施設管理が非常に必要だというよ
うなお話のようですが、予算が伴うということになってくるということですが、
予算要求に関しまして、特に全部の学校だということの答弁ですから聞きづ
らいのですけれども、どうしても早急にここだけはというようなところがあって、
それを町のほうへの予算要求をお願いをした経緯というか、ありましたらす
みません。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 これは、もう町というより実際に教育活動していただく
のは学校現場でありますので、まず学校現場からのあれを出していただき
て、そして優先順位決めていくと。これを予算上でありますが、年度途中で、
緊急的なものも施設設備上ですから出てまいります。そういうときは、これま
でも補正等をお願いしてお認めいただいた経緯がございます。

ですから、今の段階で、これとこれを来年お願いしたいということは、まだ
見えておりません。施設管理の1年間のこの運用状況だとか管理状況を見
て、そして学校のとにかくお考えを聞いて、予算面に反映させていただき
たいと考えております。緊急的なものを優先的にというのは、第一条件でござ

います。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) はい、そうしますとあれでしょうか。学校側から、もちろん現場ですから、予算のお願いというものがあるということはわかりませんが、老朽化はほとんどしているけれども、あえてないというようなお答えでよろしいですか。違いますか。すみません、お願いします。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 老朽化そのものの問題からいいますと、議員さんおわかりのように、例えば菅谷中学校一つとると、技術科室ってあるのですね。あれは、もう指定文化財になってもいいぐらいの、本当にかわいそうだなと思うぐらいのものもあります。それから、社会体育施設でありますけれども、柔道・剣道やっている武道場というのがございます。これも相当老朽化しております。

こういうことになりますと、一部分の修理・改修・改善ではなくて、建物そのものということになりますと、これは教育委員会だけではとても対応できない。まず、全体としてのそういう建設計画等にものらなければいけないものですから、その辺はしかるべき時期に、またお願いします。

教育委員会として、今緊急的に大事なものは、子供たちが安心・安全で、恵まれた環境で、とにかく学校生活が送れるような目先のことと、やっぱり計画的なこと、この二段構えでお願いしたいなと考えております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、質問には、町長というようにはお願いがしてありませんでしたけれども、関連がございますので、教育委員会のほうの教育長さんとの答弁、あるいは目先のことにつきましての施設管理、あるいは今後の計画でしょうか、そういったものをご答弁いただけたらよろしくをお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○12番(松本美子議員) すみません、もう一回よろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 はい、どうぞ。

○12番(松本美子議員) ただいまご答弁が教育長さんからございまして、それにつきまして、予算の関係ですので、教育のほうだけでは無理ですよね。そういったものをどういった考え方を町長さんが持っていられるかということなんです。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

今、教育長のほうから話ありましたように、学校現場から上がってきたもの、それらについては、鉛筆1本から筆1本に始まりまして、緊急の場合の、これから出てきます学習支援員だとか、学級補助員ですとか、そういう人的な問題まで含めまして、万全を期して対応を図っているところでございます。

ただ、全般的に考えまして、今体育館等の話もありましたけれども、大きな問題につきましては、すぐすぐ対応ができていない部分もありますけれども、現状において、学校教育を行う上に不足をしているという部分は全くないというふうに考えております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 町長のお考え等もわかりましたのでありがとうございました。

それでは、次の項目、④のほうへ移らせて。

○藤野幹男議長 ちょっとお待ちください。

質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分からいたします。よろしくどうぞ。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本美子議員の一般質問を続行いたします。

それでは、質問事項1の小項目④の再質問からです。松本議員どうぞ。

○12番(松本美子議員) それでは、指名をいただきましたので再質問をさせていただきます。

④につきましてですけれども、学習の支援員、あるいは学級の補助員と

ということにつきまして質問をさせていただきますが、現在支援員につきまして
は、菅小では3人、あるいは七小では1人と、補助員につきましては1人なり
2人というふうに、菅中、玉中で2人、1人ということになっているようすけ
れども、これは採用につきましては、嵐山町の教育委員会のほうの任命だ
というふうに承知いたしているのですけれども、もし基準というようなものが
あるようでしたらお尋ねをさせていただきます。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 支援員ないし補助員の採用時の基準
ということですが、特に学校の先生の資格を持っているとか、そういう
ことは必要ございませんで、先ほどもお答えをさせていただいたのですけれ
ども、いろいろとこう介助であるとか、そういったことで学校生活を面倒見て
いただくとか、そういうふうな形でございますので、そういったことでのことが
できるというふうなことであれば、通常の方でお願いをしているというのが採
用でございます。基準というところまでのものはございません。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 採用については、教育委員会のほうが任命です
けれども、基準はないということですね。

そうしますと、これは臨時的なものになってくるのかなというふうに思うの
ですけれども、それはあれですか、町のほうへの臨時採用の関係で、一般

的に申し込みをしておいた中からということになってくるのですか。そういうところの基準も何もなくて、ただこの方がよろしいのではないかというふうに教育委員会のほうで思えば、その方をお願いをしていくというふうに考えてよろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 基準ということでしたのであれですけれども、採用の関係につきましては、今お話がありましたように、総務課さんのほうに登録制度になっておりますので、基本的には、その登録した人の中から採用をさせていただくというふうなことでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) この町のほうの評価のほうの関係の資料でいきますと、これは先ほどもちょっと申し上げましたけれども、配置の状況なのですけれども、小学生のときには、菅谷で申し上げますと3人ほどいたということになりますけれども、中学校のほうへ行かれたときには、支援員さんは、もう、玉中もそうですけれども、いないようですが、これを逆に言わせていただきますと、また補助員の関係は、菅中と玉中にいまして、菅谷小学校のほうには必要なかったということで採用が配置になっていないようですけれども、この辺はどういったことが起こったために必要があったりなかったりとい

うことになっているのかお尋ねします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 いろんなケースがございまして、1つのケースといたしますと、小学校は町内の学校を出まして、その後中学校については特別支援学校に行く。そういうケース等もありますので、人数が、例えば小学校であったものが中学校行ってないとか、そういったケースがあるということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それと、ぜひこれは配置の関係ですから、年度当初ではおわかりになっていけば、もちろん配置が必要になったり、支援員さんが必要で、配置が出てくるわけですけれども、その年度途中でもぜひともというような配置が必要であればしたいというふうなお考えがあるようですけれども、そういった対応をするために、特に生徒さんのほうが、そういう状態になったときですけれども、それは特別に考えられるようなことは何かございますでしょうか。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 年度途中でということ。一番可能性というのがあるのが、途中で嵐山町に転入してきた場合、そういう場合に、

そのお子さんが何らかのそういった障害等をお持ちの中で、どうしても支援員とか、そういったことをつけていかなければならないと。ですから、当初から嵐山にいますと、それについては、先ほども申し上げましたように、支援委員会とか、そういった形の中、あるいは保護者との話し合いの中で、年度当初からの対応がある程度は可能なのですけれども、年度途中という形になりますと、今言ったようなことが考えられるかなというふうなことでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) はい、どうもありがとうございます。

それでは、⑤のほうに移らせていただきます。いじめあるいは不登校の関係なのですけれども、きのうもこの件につきましては質問があり、また答弁等をいただいているようですが、また冒頭から申し上げましたように重複をする可能性もありますけれども、お尋ねしますが、不登校等があったり、あるいはいじめ等がありまして、長期というような形で不登校の生徒さんが、まずはでは、いらっしゃるかないかお尋ねします。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 いらっしゃるといのは、どういうあれでしたっけ。もう一度お願いします。

○藤野幹男議長 もう一度、松本議員、どうぞ、もう一回。

○12番(松本美子議員) はい、すみません、質問の仕方がちょっと悪かったかなと思って、再質問ですから、もう一回させていただきます。

不登校、いじめを受けているがために、長期にわたって学校のほうへ来られない状態になっている生徒さんがいらっしゃるのでしょうかという意味です。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 いじめについては、長期というのはございません。極めて短期で回復してくると。では、不登校はというのは、不登校は長期にわたって欠席するのが不登校ですので、国に報告する基準というのは、病気以外で1カ月以上の欠席者、これを不登校と呼んでおります。途中で回復して、学校へ登校してくる児童生徒もおります。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 今のご説明は、私なりに了解しているつもりですが、けれども、聞きたいのは、いろんな状況によって学校のほうへ来られなかったということで、では、進級の関係がちょっと心配になりましたのでお伺いしました。すみません。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 不登校が進級に影響するという事例はございません。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そういうことはないということでしょうか。それは、現実的に嵐山町の各学校にも起きていないというふうな理解でよろしいでし

ようか。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 不登校については、そういう状況で、原級留め置き云々ということは、ほぼ現状ではございません。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それと、教育委員会では、不登校の生徒がゼロになることが、もちろん目指しているというふうなことはわかっておりますけれども、そのことにつきまして教師の方々と研修会等が開催されておるようですが、このときに研修会をなされまして、特別に何か問題のようなものの提議とか、あるいはその研究、研修会の中に問題提議がありまして、それをしっかりと議論をしたような経緯があるかなと思うのですけれども、そういった問題は教師のほうからはいろいろ出ていらっしゃるのでしょうか。それがお話し合いにのったのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 一番先の質問にお答えしたように、不登校の対応としては、3点私のほうから申し上げました。1つは、子供たちの基本的な生活習慣を育成すること。それから、2点目は、教員一人一人の生徒指導の指導力の向上ということ。それから、3点目は、相談体制の確立という、この3点についてずっと研修等をしてまいりました。

その中で、これも一番最初に答弁申し上げましたけれども、一番の課題は、何といても最終的には不安を抱えている保護者一人一人の方への対応、これが協力がなければできませんよということは、教員の間で最終的に帰着するところはそこでございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) どうもすみません、ありがとうございます。

それでは、さわやか相談の関係に移らせていただきますけれども、いじめの不登校の中には、さわやか相談ということで行われておりますが、これは全生徒を19年度からは面談をというふうなことで始まっていると思いますが、全生徒さんが必ずしも面談ができたのかということをお尋ねします。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 これも報告書のとおり、全校生徒と面談をしましたと、報告のとおりでございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) はい、そうしますと、相談の内容というようなものも出てくるわけなのですが、特に保護者のほうの関係では、やはりかなりこう相談があるようですけれども、進路というなお話もちょっと出ておりましたけれども、それ以外で、何か特に相談の内容的なようなものでしっかりと対応したというようなことが、もしおありでしたらお答えいただきたいと思いま

す。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 保護者の方の悩み相談というのは、多種多様であります。これも昨日行いましたけれども、さわやか相談員さんと面談をできる保護者と、それからできなくて電話相談とか、あるいはどうしても学校に行けな
いから家庭訪問をお願いしますという、そういう対応をまいりました。

その中で、相談内容というのは、その年、その年によって、保護者によって違いますけれども、進路のことがあったり、いじめ、不登校のことがあったり、本人の子供さんの性格状況のことがあったりとか、いろいろ多種多様であります。すべてがすべて、その個々の対応にさわやか相談員が成果のある結果が残せたものと、引き続き継続して今も相談に乗っていただいているというケースもございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そういたしますと、保護者の関係でも、生徒さんでも、もちろんそうですけれども、延べ人数的なもので報告が出ているようですが、これは実人数だとどのくらいですか。よろしいでしょうか。すみません。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 さわやか相談員は、松本議員さんお手持ちでご質問いただいたのは平成20年度の成果で1,914人となっていますけれども、これは延べでございます。21年度は2,082人とふえたわけですが、相

談件数がふえた、減った、そのことがいじめや不登校、あるいは相談内容が解決できたかできないかとは直結いたしません。

減るということは、とらえようによっては問題が解決できた。ふえたということは、実はさわやか相談員に相談件数がふえたということは、子供との人間関係、あるいは気楽にいつでもどこでも相談できるというのはさわやか相談員の設置の趣旨ですから、その趣旨が生きたということでもあります。

ですから、要はさわやか相談員の配置、県教委が配置したときには、学校で先生以外の人が出て、その人にいつでも気楽にどんなことでも相談できる、そういう相談員というのは、設置の目的ですね。だから、悩みを抱える子供とか、保護者の相談活動とか、学習のおくれがちな子供への対応とか、それから学校への不適應に陥った子供とか、あるいは教員の相談に乗ることもございます。ですから、相談件数だけで、その成果云々というのは事例を見てみないとわかりません。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) はい、ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。⑥になると思いますが、食の重要性の関係につきまして質問をさせていただきます。食の重要性ということにつきましては、だれしもが一番認識も深いところですが、そういった中で、給食の関係につきましては、地元のお米あるいは野菜等をできる限り、

お米に関しては100%という報告ですけれども、野菜につきましても、そういった方向性で動いてきていると。できる限り使っているというふうなご答弁をいただいておりますけれども、そうしますと、19年度と20年度というふうな、21年度と、こうさかのぼってくるわけですけれども、19年度よりも20年度の9月の中間報告になりますと、野菜につきましては、少しこうパーセント的に落ちているわけなのですが、13.8%ということで、19年度になると20.2%、その落ちた理由につきましては、全部が全部この品目の中では使えないというか、対応できないというような部分があって落ちたのか。特にこれはどういった理由で落ちていったのか、質問させていただきます。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 19年度と20年度の比較かなというふうに思うのですけれども、ちょっと手持ちの資料がないので申しわけないのですけれども、その辺まではちょっと把握しておりませんので、申しわけないのですけれども、以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、後で私のほうで聞きに行きますから結構です。

それでは、お米に関してなのですけれども、これは現在農業の体験等もかわりまして、小学校の5年生が175名の参加で米づくりを行ったり、稲

刈りを行ったりしたという報告をきのうもいただきましたようですが、特に生徒が農業への関心を深めていくと、食の大切さも深めるのだというふうな心だということですが、これにつきまして、そういった経験をなさいまして、子供さんにつきましては、その感想といいたいまいしょうか、作文といいたいまいしょうか、そういうようなものでの取り組みまでなされたのかお尋ねします。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 地元の米を使った場合等、それから野菜がどういうものが地元が入っていると。そういうものにつきましては、校内放送あるいは献立表、そういった中で、こういったものは地元でとれた野菜を使っていますと、そういうようなことでお知らせをしたり、あるいは担任が、そういった食べる時に知らせています。そういった意味では、感想的なものというのは、その米自体についてはないのですけれども、ただ調理をしていただいています調理員さんあてに、そういったお礼の手紙とか、そういったようなものの分についてはなされているというふうなことでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 子供が田植えなんかをこうやったりしているところを見ますけれども、うちの近所がたまたまそういう場所になっているようですが、かなりにぎやかに大きな声を上げながら泥まみれになってやっている

ので、私は、その辺の子供からの意見とか、そういった考え方というか、そういうものを学校のほうで把握してきているかなと思いましたが、ある面では作文みたいなものをとったりしているのかなと思いましたが、そこまではやっていないということですね。わかりました。

もう1点は、野菜についてはいきいき野菜というようなところからということで、農直の関係にもかかわってくるのかなと思いますけれども、お米の関係は、主には農協さんというようなことですが、これは今は、調理場もセンターとしてわきにオープンでしっかりとやっているようですが、お米の100%地元産だということで、私地元産というものは、嵐山町のお米をしっかりと使っているのだというふうに理解したのですが、炊飯については現在はどういうふうな形でやっているのかお尋ねします。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 炊飯のほうにつきましては、委託でございまして、学校給食会の毛呂山のほうに加工場がありますので、そちらのほうに玄米等を持ち込みまして精米をしていただきまして、そして給食のある日については、そこから運ぶというふうなことで対応しているところでございます。

以上です。お米については嵐山米を使用しているということでございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員、どうぞ。

○12 番(松本美子議員) では、以前と変わりなく委託の方法だということのようですが、そうしますと、嵐山町の給食のみをこの会社で委託されているわけではないのかなというふうには思っています。そういった中ですと、例えばほかの町村からの委託等もあるということになると、地元産の嵐山町のお米が、生徒さんのお口に入っていくというふうにはばかりは言えないのかなと思ひまして、ちょっとお伺いしているのですけれども、それは、その辺の把握まではどうなのでしょう。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 最終的な確認まではしていないのですけれども、一応嵐山の米をそのまま炊いて嵐山に持ってきていただいていると、こういうふうには理解をしております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、その辺の確認までは行われていないということによろしいですね。

それでは、続けて⑦に移らせていただきます。調理場の関係につきましては、先般、調理のみの委託という方向性で考えていきたいというようなことが、少しお話としては出ましたけれども、これを実施するという事になってくると思いますが、メリット・デメリットというものが必ず何の事業でもあるわけですけれども、その辺のところがお聞きしたいなとは思っておりますが、質問

の中には、ちょっと漏れてしまっているかなと思っていますけれども、もしお答えしていただけるのでしたらしていただき、もし質問外だということになれば、それでも結構ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 ご質問の趣旨は、今の部分が入っていないと思ひますので、ただ実施方法については全協で、町のほうから説明させていただいたとおりでございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) はい、質問状になかったということでございますのですみませんでした。ちょっとその辺のお話が町のほうから出ましたのでお聞きできればかなというふうにも考えましたので、質問させていただきましただけけれども。

それでは、質問の中に戻らせていただきますけれども、これは残菜の関係を特にお聞きしたいのですけれども、現在は実施しているということですが、どのくらいの量が出るのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 残菜につきましては、この1月から7月までの平均で53.9キロ、1日平均にして。1日平均53.9キロの残菜と、

機械にかけて水分をこす抜いて持っていつていますので、以前よりはかなり少なくなっているかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) これを有効利用して堆肥という形ができ、農家の方たちが利用し、野菜、お米等をつくっているというふうな形で循環型というふうに動いているということでございますので、ご答弁に最初ありましたからわかりましたので、ありがとうございます。

それでは、項目2のほうに移らせていただきます。項目の2ですけれども、再質問ですけれども、すみません、これは1回目でございますね。

○藤野幹男議長 どうぞ。

○12番(松本美子議員) はい、すみません。では、質問させていただきます。

給食費の滞納者についてお伺いをさせていただきますけれども、各小中学校の給食費の未払いの関係ですが、どうしても低所得者で支払えないという分には、これはまた考え方が違いますけれども、支払い能力がある程度ありながら滞納している保護者についての質問ですけれども、よろしくお願いをいたします。

まず、①なのですけれども、滞納しているということは、それなりの理由があるかなというふうに思いますけれども、いずれにしましても、平等性をと

るためには滞納してはならないと、支払いするものは支払いしなければいけないというふうな観点からお伺いするのですが、滞納がかなりこうかさんできますと、どうしても一括では納められないというような部分も出てくるかなというふうにも考えまして、分割での納入の方もいらっしゃるのかなというふうに思いますので、これはどのくらいの方たちがどのくらいいらっしゃって、金額的にはどうなのかなというふうなことは思っていますのでお伺いします。

②につきましては、そうしますと、たとえ分割であろうが滞納は滞納ですので、半年ぐらい滞納なさっている方、あるいは3カ月ぐらい滞納なさっている方というふうに分けさせていただきますと、これはどんなふうに内訳になるのかお尋ねします。

それと、不納欠損というふうな形で私質問をさせていただきましたけれども、第1回目ですから、通告書どおり不納欠損額ということで、人数はということですのでお尋ねをさせていただきます。

④につきましては、今も質問いたしました①、②、③を踏まえまして、滞納者につきましては納付の理解をしていただかなくてはならないと思いますので、その指導にどんなふうに行っているのかお尋ねをさせていただきます。

また、⑤ですけれども、今質問をさせていただきましたことを踏まえまして、どうしても未納の方たちにつきましては、何かの方策をとらなくてはというふうな観点からお伺いますが、あるいはいついつ納めましょうというような制約、

あるいは督促とか差し押さえとか、いろんな方法があるのかなというふうに思いますけれども、そこまでの考えをやっているのか。これからはどう考えていくのかお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

給食費滞納者について、①から⑤まで、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、まず質問項目2の小項目①滞納額の分割納付者は何人と総計額はについてお答えいたします。

現在計画的な分割納付者はございません。

次に、小項目②でございますけれども、半年以上、3カ月以上の滞納者と総計額はについてお答えいたします。平成21年度分について申し上げますと、半年以上が5人、金額が20万4,000円ちょうどでございます。それから、3カ月以上半年未満、6人、7万1,640円であります。全体で11人、額は27万5,640円であります。

次に、小項目③3カ年の不納欠損額と人数についてお答えをいたします。不納欠損処理は、現在いたしておりません。

続きまして、小項目④滞納者に対する納付理解の指導についてお答えいたします。滞納者に対する対応といたしまして、昨年対応マニュアルを作成し、学校、こども課及び給食センターが緊密なる連携のもとに対応しております。給食費は、学校給食の根幹をなすものであり、今後も誠意を持って

納入していただくよう努力していきたいと考えております。

続きまして、小項目⑤誓約書、督促、差し押さえ等の今後の方向性を伺うについてお答えいたします。現在、電話、文書による督促、さらには戸別訪問等により納入の督促をしておるところであります。対応マニュアルに従って督促等を行っても、納付について誠意が見られない場合には、法的措置も検討していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) ただいまの答弁ですと、分割での納入については、いないということですね。そうしますと、どういうふうな分割までしなくても、あれですか、納入の方法を計画的にやってくださいというようなお話程度ぐらいでとどめているということなののでしょうか。ちょっと、もう一度、すみませんが。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 以前は、ちょっと1件で多い方で40万ぐらいありました。この方については、月に4万円ずつということで、10月、これは計画的にご相談をさせていただいて納入をしていただいた経過はございます。

ただ、現在は、この分割納付というのは、考え方なのですが、計画的にというふうにとらえてないというふうにお答えしたのですが、

例えば幾ら幾ら残っていて、そのうち1万を入れるとか、そういうケースは多々あるわけございまして、そういった意味では、分割のほうは、計画的なことだという意味でお答えをさせていただいたということでご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、計画的には分割ではということは、過去にはありましたけれども、今はないということですが、そうしますと、滞納の関係につきましては、計画的にやらなくても、随時納めていただけているというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 先ほども申し上げましたように、学校からの督促とか、必要に応じては文書、あるいは訪問、そういったことで、例えば今回は5,000円入れていただくとか、そういうふうに一時的に入れていただくというケースは多々あるわけございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それは、一日も早く納めていただき、おいしい給食を食べるというふうな方向でご指導をしていただきたいというふうに思いますのでお願いします。

そうしますと、先般、子ども手当というようなもので、6月ごろでしょうかね、議員さん等も、ほかの議員さんが質問があったかなというふうに思いますが、子ども手当の支給のときに、給食の未納の関係につきましては、ご理解をいただきながら、その部分からも納めていただけたらというようなご回答だったと思いますけれども、それは現実的にはどんなふうな処理が行われてきたのかお尋ねします。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 子ども手当、1カ月1人1万3,000円ということで、当町におきましては、6月の10日の日に、基本的には口座の振り込みという形でお願いいたしました。給食費の未納者含めまして滞納がある場合には、窓口払いというシステムというか、方法をとらせていただきました。6月10日につきましては、未納者の中でもやや額の多い方に、約7名の方に対応をお願いしまして、6名から窓口で子ども手当をお支払いをさせていただき、ご相談をさせていただいた中で、その中で、給食費の未納分についての、全額の方もいますし、一部の方もおります。無理のない範囲でお願いをしたいというふうなご相談をかけまして、納入をしていただいたというふうなことでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) ありがとうございます。

③の関係なのですけれども、不納欠損というものはしていないというようなお答えだったのですが、これは、私の質問が3カ年の間の不納欠損額というふうでお尋ねをしたので、この3カ年の間はなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 3カ年というよりも、多分、前のことはちょっと私もわからない部分もあるのですけれども、私が就任してからは不納欠損というのはやっておりません。というのは、給食会計につきましては、いわゆる私会計でございまして、基本的には、給食運営委員会等々でご相談をということになるわけでございますけれども、そういった意味で、現在のところ、3カ年も含めて不納欠損はしていない状況にあるというふうなことでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 給食委員会のほうでの考え方もある程度あるということでしょうか。それは、ではわかりましたから結構です。

そうしますと、あとは④の関係は、①、②、③というふうに質問してきましたけれども、理解を求めるような方法がこういろいろ試行錯誤しているようですけれども、マニュアルの作成とかいろいろな方法で行っているようですが、もう少しこう理解を深めていって、全員の方にやはり給食の費用は、ほかの

方もきちっと納めているわけですから、納めていただくという方法をとるために、例えばなのですが、保護者会とか、あるいは給食だよりも発行しているようですけれども、こういうときに、少しでも多く保護者の方に理解をしていただき未納者がゼロになるように考えて、そういうところでの話も出していくというような方向をとる考えがありますか。

また、あるいは保護者会の中でも、クラス単位だとか、学年単位だとか、いろいろこうあると思うのですけれども、こういった未納については、そういったところでのお話といいたいまいしょうか、公表といいたいまいしょうか、こういうふうは何名ぐらいの方がいて、このぐらいの金額が未納になっているのですよというようにお話をしていって、納付の義務があるということをしっかりと保護者の方にも覚えていってもらおうというのでしょうか、しっかりと認識していただくというのでしょうか、そういうふうな方法を考えてきたことがありますか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 議員さんのほうから、保護者の理解、また認識というふうなことで、この辺は大変重要なことをございまして、先ほどもちょっと給食運営委員会の関係でちょっと申し上げたのですけれども、この中にはPTAの会長さんもおりまして、そういった席上で、特に給食費の未納の件もいろいろとご報告させていただいたり、ご意見をちょうだいしたりしております。

そういった中で、先ほど、議員さんのほうからお話ありましたPTAの総会時だとか、保護者会時だとか、そういったときには、PTAのほうで、上層部のほうからそういったお願いをさせていただいております。

ただ、個人的な情報になりますので、抽象的な表現になるのかなというふうに思っているのですけれども、そういったことで、実際にそういったことでやっていただいております。

以上です。

○12 番(松本美子議員) どうもありがとうございました。終わります。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時25分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 清 水 正 之 議 員

○藤野幹男議長 一般質問を続行いたします。

続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号 10 番、議席番号 10 番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の介護保険についてからどうぞ。

〔10 番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10 番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

最初に、介護保険について質問をいたします。介護保険は導入から 10 年が経過をいたしました。厚生労働省は、この介護保険の 10 年に当たって、介護保険法の附則4条に基づいて見直し作業を行うというふうになっています。既に見直し作業は、委員会で始まっているというふうに聞いています。町でも、再来年の見直しの、来年が準備に入るというふうに思いますが、報道によると、今年の秋ごろから来年度に向けて事業計画の策定に入るという自治体もあるというふうに聞いています。

そこでお伺いいたしますが、1つは、介護保険、ちょっと字が間違っています。介護保険の被保険者数は一体どの程度になるのかお聞きをしておきたいというふうに思います。同時に、先ほど話をしたように、来年度の見直しに向けてのスケジュールをお聞きをしておきたい。

3番目は、利用者の推移がどの程度になるのか。あわせて、この5期の見直しに当たって利用者の実態把握を行うのかどうか。その実態把握をすることによって、見直しの作業に入るという手順が踏めるのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。あわせて保険料の改定の予定、金額改定するのであれば、どの程度になるのか。軽減の考え方についても、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、まず質問項目1の小項目の①被保険者数の人数につきましてお答えいたします。

平成21年3月に策定いたしました第4期介護保険事業計画において、第1号被保険者の人数を平成24年度が4,648人、平成25年度が4,869人、平成26年度が5,058人と推計しております。平成22年7月末現在の人数に比較しまして、平成26年度は747人、17.3%の増加となっております。

次に、質問項目1の小項目②見直しスケジュールについてお答えいたします。第4期計画策定の推移を見ますと、平成20年8月に、保険料などについて基本的な考え方及びサービス見込み料に係るワークシートが国から示されております。その後、20年10月から21年3月まで、嵐山町介護保険運営協議会の4回にわたる審議を経て策定されておりました、第5期計画につきましても同様のスケジュールになると思われれます。

次に、質問項目1の小項目の③利用者の推移についてお答えいたします。これまでのサービス利用者人数の実績は、年度末のサービス受給者数を比較しますと、18年度は前年度比4.8%、19年度は2.2%、20年度0.7%、21年度は3.8%の増加と推移しております、今後も利用者人数及び給付費につきましても増加傾向にあると思われれます。計画における利

利用者の推移につきましては、先ほど申しあげましたワークシートにより、過去3年間の実績をもとにサービス見込み料が推計されることになると思われます。

次に、質問項目1の小項目の④利用者の実態把握につきましてお答えいたします。利用者の実態把握につきましては、居宅サービスを利用されている方は、担当の介護支援専門員からの情報などにより把握に努めてまいりたいと考えております。また、介護保険運営協議会には、2号委員としてサービス事業者の方がいらっしゃいますので、計画の審議過程においてもご意見を拝聴してまいりたいと考えております。

次に、質問項目1の小項目⑤保険料改定の予定についてお答えいたします。第1号被保険者の介護保険料につきましては、介護保険法第129条により、3年を通じ介護保険財政の均衡を保つことができるものでなければなりませんと規定されております。また、保険料は、介護保険事業計画によるサービス見込み料に係る費用をもとに算定されます。平成24年度以降の保険料につきましては、平成23年度事業計画策定時に改定をする予定となっております。

次に、質問項目1の小項目⑥軽減の考え方についてお答えいたします。先ほど申しあげましたとおり、平成24年度以降の保険料につきましては、平成23年度に改定する予定となっております。介護保険制度の見直しについて国の動向を注視し、一層進展すると思われる高齢化への対応を踏まえ、

また介護保険、介護給付費支払い準備基金からの繰り入れなども考慮しながら保険料の改定に当たってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) それでは、私1から4まで合わせて質問をさせていただきます。この介護保険については、先ほど言ったように10年を経過するということです。この間、どういう推移をしてきたかということですが、2000年の4月に介護保険法が施行になって、ある面だと、この介護保険そのものが後期高齢者の医療と同じような見切り発車という経過がありました。そのときに、どういう状態であったかという、利用者や事業所、自治体は大混乱を来すと。とりわけ認定の矛盾、あるいはケアプランの作成に非常に困難を来したというのが、この介護保険の導入の最初の年でありました。

第2期の見直し作業については、とりわけ施設整備についての国庫補助金が減額をされたり削減をされるということで、国そのものは補助金から交付金に切りかえるということで、施設整備の抑制が図られるというのが第2期の介護保険の中での動きでした。とりわけ給付費の削減、1%削減というものが掲げられて、そういう面ではケアプランそのものもチェックが強化されるということで、利用の削減抑制というものが図られてきたというのが第2期の見直し作業だったというふうに思います。

第4期の見直し作業については、前年行われた介護保険法の改正、これは自民、公明が進めてきた介護保険法ですけれども、改正が行われるということで、給付の制限と負担増というものが行われました。この第4期の見直しは、嵐山町は保険料については、県下5番目の保険料に上がるというのがこの第4期で、第3期の見直し作業だったわけですね。そういう面では、この保険法の改正によって行われたのが第3期ということで、予防給付がこの時期に入ってくるということで、認定そのものも軽度者の認定が、軽度者に移るという人がふえてくるというのがこの第3期だったと思います。そういう面では、給付抑制型の体系がつくられたのがこの3期ということです。

4期については今進行中でありましてけれども、認定基準が大幅に変更されるということで、これもそういう中で行われてきたわけですね。今、国が先ほど言いましたように、10カ年の見直しをするということで、厚生労働省そのものは、社会保険審議会、会議保険部会で、2つの視点によって審議を5月に始めたということで、一つはサービスの体系のあり方を見直すと、もう一つは、保険料の上昇に対する財源措置を考えていくというのが今進められてきています。

今度は民主党政権ですから、政権そのものが違う中での見直しですから、一律とはいかないと思いますが、先ほど話をしたように、05年の第3期の見直し前の国が定めた介護保険法は、そういう面では、給付費そのものが抑制をされるということと同時に、この時期には施設に対して住居費と給食費

が有料化されるという導入がされた時期なのですね。そういう面からすると、では嵐山町が今度の見直し作業を進める上に当たって、現状をどう把握し、それによって第5期の見直しを行うという考え方が、まずあるのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 ただいま、いろいろお話をいただきましたけれども、確かに国のほうは、社会保障審議会ですか、こちらの中の介護保険部会ということで、いろいろ審議をされているというふうな情報は持っておりますけれども、ただまだなかなかその内容につきまして正式な文章等は一切来ておりません。そういった中で、今、町でも来年度見直しをするというふうなことはもちろん承知しております、その準備にかからなければいけない状況にはあるわけですが、そういった具体的な国の方針ですとか、その法の改定や何かがまだわかっていない時期でございますので、今ここでどう動くということができない状況でございます。

ただ、実態の把握というのは、先ほども申し上げましたけれども、一つにはアンケートをとったりというふうな方法もあるかもしれませんが、町としましてはケアマネジャーを集めての会議が定期的に行われておりますし、職員のほうが各家庭を訪問する時期等もございます。そういった中で、生の声をなるべく集めて計画のほうに反映できたらというふうな基本的な考えを

持っております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今課長のほうから答弁ありましたように、介護保険の利用者の実態把握、生の声を十分把握するということですが、ぜひそういうふうにしてほしいと思うのですね。

実は、私たち共産党は、今年の4月から5月にかけて全国の実態調査ということで行いました。それは、一つは介護事業所に対するアンケートです。これは、3,000カ所に及ぶアンケート調査ということで行いました。もう一つは、地方自治体、それこそ全部の都道府県、それから政令指定都市、県庁所在地の市、東京23区ということも含めて、合計で140自治体の調査を行うと。もう一つの調査は、利用者、家族などの一般からの調査もあわせて行うというふうに、この4月、5月、2カ月かけて実態調査を行ってきました。そこに出てきた問題は、実は、サービスの抑制をしているところが、あるいは利用者が7割近くいるという実態が明らかになってきました。集計が出ますので、ちょっと紹介をしておきたいというふうに思うのですが、重い負担を理由にサービスの回数や時間を減らしているという人が76.2%あったと。同時に、保険給付では足りず、かといって民間の保険外サービスを利用する経済的余裕もなく我慢を強いられているという人が57.2%、それから、ほかの保険給付では足りず、全額自己負担で民間のサービスを利用している人がいるというのが30.8%あるというのですね。

そういう点では、今課長が答弁してもらったように、被保険者数そのものはこの間ふえてくると。同時に、介護保険の利用者数もふえてくるのだと思うのですね。そうした反面、今度の決算の中では132人が認定を受けながら利用していない人たちがいるというのも嵐山町の、これが嵐山町の実態なわけですね。そういう部分まで含めて実態調査をするというのは、そういう状況の嵐山町の計画をつくるわけですから、先ほど課長が、生の声を聞かせてもらいたいという話がありましたけれども、そういう人たちを含めて、やはり課長の言われるように生の声を聞くというのは、先ほどのスケジュールからすれば、これから今年度後半から来年度の前半にしかできない仕事なのですね。

そういう面では、先ほど課長が言いましたように、この5期の見直しも、前回と同じような形でやるということは、来年の10月から介護保険の運営協議会にかけて決定をするということですね。実態調査をするのは、その前にしなくてはならないですから、その運営委員会に嵐山町の介護保険の実態をきちっと聞くというのは、今年度の後半から来年度にかけてしかできない仕事なのだと思うのですね。

そういう面では、4期の介護保険の計画の中でも利用者数そのものは非常にふえていますよね。全国的には、在宅サービスの人たちが非常に今後ともふえるだろうというふうに言われています。介護保険計画の中でも、在宅の利用件数というのが非常に多いのですね。では、この人たちが本当に満

足できているのか。あるいは利用されていない人たちが130人以上いるという。では、この人たちは、嵐山町の介護保険にどういう希望を持っているのだということも十分つかんで計画を立てなければならないのかなど。10年たったこの時点で、やはりそうした上に立っての見直しが必要だと、必要になってくるのではないかなというふうに考えますけれども、担当課としての考え方、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 確かに今清水議員さんがおっしゃるとおり、生の声を聞くというのは、先に延ばす必要はございませんで、なるべく早い時期からこれは聞いて、計画に反映できることがいいわけですので、なるべく早い機会をとらえまして、利用者の方、今は介護を直接利用されていない方に対しましても、意見を聞ける体制をとりたいというふうに思っております。

あとは、広報等を通じまして、こういった計画を予定しているので、何かご意見があればというふうな形もとらせていただければというふうに思っております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) どういう方法になるのかわかりませんが、利用者だけではなくて、施設についても聞いてほしいと。特に前回の国が出した改正では、従事者の給与問題も出ていました。そういう面では、施設の

運営そのものが今非常に大変になってきているというのも現実の問題としてはあると思います。同時に、先ほど言ったように、介護認定を受けていながら利用していない人たち、これについてもきちっと意見聴取をする必要があるというふうに思いますが、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 未利用者についてですけれども、細かく分析をしたことはないのですけれども、一つには、認定を受けてもこの直接居宅サービス、施設サービスに結びつかない、今は福祉用具の購入ですとか、一番多いのが在宅の住宅改修をするという方が大変多くなってまいりました。こういう方が人数的には未利用者の中に入っておりますので、必ずしもこの未利用者が何か利用できないままでいるというふうなとらえ方はしておりません。

それから、中には、認定を受けても、本当に重い方で入院をされてしまって医療のほうに移ってしまったという方もいらっしゃると思います。そういったこともありますので、必ずしも未利用者が、何か介護保険に不都合があって利用されていないのだというふうなとらえ方はしておりませんが、中には、確かに何かご不満があってというふうなこともあるかと思っておりますので、その点については気をつけてまいりたいと思います。

〔「最後がよくわからなかった」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 最後のことをもう一回。

○岩澤浩子健康福祉課長 未利用者の中の介護保険について、使い勝手が悪いとかというふうなことで利用されていない方についても、意見を聞けるようにしてまいりたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 3期かな、第3期の見直しのときに、先ほど言ったように、前年が国が介護保険法を改正したのですね。そういう面では、非常に保険法の改正があったために担当課は苦労されたのだろうなというふうに思うのですね。

今度の場合は、なぜ未利用者の実態把握をしなくてはならないかということ、先ほど言ったように、サービスの体系のあり方を変えろというふうに言われているのですね。これが、サービスの体系がどういうふうになるか。今までは、サービスはだんだん、だんだんきつくなってきたのですね。該当する人が、重度の人、要介護の人が要支援になるということも実態として起こってきたわけですね。今度の民主党政権がどういう体系をつくるかというのは私もわかりませんが、そういう面では、もし緩和されるような形になれば、未利用者がどういう利用形態を望んでくるかというのは必要になってくるのだと思うのですね。

そういう面からしても、現在受給されている、利用されている利用者、それから施設が今本当に大変になってきている。なかなか施設運営するもの

も、こと自体も大変になってきているという実態が出てきています。そういう面では、施設も、そして未利用者も、ぜひ意見聴取をしてほしいというふうに思うのですが、その意見聴取の方法はどのように考えているでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 先ほども申し上げましたけれども、施設側の意見の関係につきましては、今後、審議会のほう、町のほうが、この介護保険事業計画を作成するに当たっての審議会を立ち上げますので、そちらの中に事業者というふうな形で入ってまいります。そういった中で意見は聞けるかなというふうに思っております。

それから、未利用者の声というのは、やはり個々に当たるほかにはないのかなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 嵐山町には、2つの施設があると思うのですね。らんざん苑と武蔵野ユートピア。ただ、嵐山町の利用者としては、町外の利用もしている人もいるのではないかなというふうに思うのですが、やはり嵐山町の介護保険からすれば、そうした部分にもぜひ意見聴取をしてほしいというふうに思うのですね。

もう一つは、利用者ですけれども、先ほど言ったように、利用していない人はたかだか132名だったかな、132名ですよ。利用者にしても、全部に出しても500足らずですよ。そういう面では、審議会の人たちから意見聴取

をするというのは、ごくごく一部ですよ。そういう点では、この1年間、これから来年の10月に作成する、作成作業が入ることですから、この1年間かけて、この人たちにアンケートなりなんんりの方法というのは、十分とれる期間があるというふうに思うのです。それをできるのは、今しかないのだというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 そうですね、アンケートについては、今するしないは決定しているわけではありませんので、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) では、町長にお聞きします。実態は今話をしたとおりです。スケジュールからしても、嵐山町の介護保険第5期、10年たって、これからまた11年目の新しいスタートを、11年目ではないのか、12年目になるのですかね。第5期の介護保険計画をつくるという段階で、この10年間の利用形態、それから利用している人、していない人、施設の人、どう考え、この10年間でどう考えているのかというのをつかんで、それを5期の計画に生かすという上では、この期間に先ほど言いましたように、全利用者、ある面だと、全被保険者からでもいいと思いますけれども、そういう意見聴取というものをこの1年間かけて、来年の10月までかけて実施をするという考えはありませんでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お尋ねにお答えさせていただきます。

いろいろ細かいケースを挙げてご質問いただきましたけれども、要はサービスの見込み量というのがどこまで正確にできるかということによって、今後の計画の正確性というのが出てくるわけですね。ですので、どういうふうな形で調査、そのサービスの見込み量を調査したらいいのか。今ご提言いただきましたアンケートがいいのか、また担当する人たちのご意見がいいのか、あるいは施設のあれがいいのか、介護保険の認定を受けていて使っていない人がいるという話ですけれども、そういう人たちがどういう形でこれからやるのかというのは難しいわけですが、アンケートでやるのも、これもいいと思うのですね。だけれども、今使っていない人というのは、使えなくて使わないという人はどれぐらいいるかというのはわかりませんが、これだけ介護保険が浸透してきた中で、その人というのは、本当にもしいるとしても少ないと思うのですね。

ですから、今アンケートをとって、使っていない人って、使えても使っていない人というのは、今は使わない。だけれども、これから先どうなるかというのは、ちょっと今の時点ではわからないのだと思うのですね。家庭環境ですとか、あるいは介護していただいている人たちがこれからどういう形になるのか。老老介護という話ありますけれども、どこまでどういうことが進んでい

くのかというのも、個々にみんなこうあるわけですので、全くわからないわけですが、ご提言いただいているそういったアンケートも含めて、どうやったらこのサービスの見込み量がしっかりできるかということに重きを置いて、委員会等でも検討をしていただくようにしていきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ぜひ、確かに利用していない人たちがどういう状況にあるかというのはわかりません。ただ、実態として認定を受けて、132人、嵐山町の中では使っていない人がいるということですから、認定を受けた人は、たしか500人ちょっとだったと思うのですね。ではなかったかな。認定者は571人ですよ。その中の132人というのは、非常に比率的には高いなというふうに思うのです。それが、確かにどういう状況で利用していないかというのは、いろいろな問題があると思います。利用料も1割負担ですからね。

だから、実は、先ほど言ったように、利用料負担が重いということでサービスを利用しないと、あるいは抑制しているという人が全国的には7割いるというふうに言われているわけですから。そういう面では、そういう部分も含めて、やはりきちっと町が把握をし、5期の見直しに反映させると。そのことは、サービスを提供する側の町としては、私は当然の仕事なのだというふうに思うのです。そういう面では、ぜひそういう部分も含めて、一人残らずというか、実態を把握し、その利用者の要望を聞くと、その上で5期の見直し作

業に入るといふふうにしてほしいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 全くそのとおりでして、今話をしましたように、いかにこの正確な見込み量がとれるかということですので、どういうとり方をしたらいいのか、議員さんおっしゃるようなことも一つの案だと思いますが、それだけでいいのかという心配もあります。ですので、もしそれをとった場合に、どれだけそれを信用したらいいのか。信用というか、どれだけ重きを置いて、それ中心に組んだらいいのか。あるいは、今までの流れがどうなのか。あるいは全国的なものがどういう方向に行くのか。

それから、今おっしゃっていますように国の制度設計がすべておこなわれているわけですので、そういう中で、この介護保険制度が持続可能なシステムとしてどういう形で構築がされていくのかということも利用者にとっては大きな問題になってくるとお思いますので、そういうこと万般アンテナを高くしながら正しい計画ができるように努力をしていきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 町長言われるように、先ほど言った国のほうの2つ目の視点として、持続可能な制度の構築で、保険料の上昇に対する財政的な措置をめぐる問題という点も検討していくというふうに言われています。国そのものが、これから保険料の問題についてはやろうと思っておりますけれども、

保険料そのものについて、非常に全国的にも上がってきました。そういう面では、そういう財政的な措置を国がきちっとしてもらえれば非常にありがたいというふうには思うのですが、介護保険については、サービスの供給と保険料というのはリンクされていますから、その辺の難しさというのはあるのだと思うのですね。

ただ、だからといって、サービスを落としていいというふうには思いませんが、町長もそういうふうには思っていないと思いますけれども、そういう部分を含めて、やっぱり実態から出発をするということが大事なのだと思うのですよね。その実態を、方法については町でぜひ考えていただきたいというふうに思うのですが、私はアンケートでもいいかなとは思いますが、そのできないではなくて、実態をきちっと把握すると。そこから出発をしていかない限りいいサービスの提供というのはできないのではないのでしょうか。ぜひ、そういう面では、実態把握はきちっとやるという考えを表明してもらいたいというふうに思うのですが、どうでしょう。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただいているように、しっかりした実態把握をこうやっていきたいというふうに思っています。

それで、例えば一つ心配なのは、アンケートで、先ほど言いましたけれども、今は使っていないけれども、これからしっかりできる限りのことは使っていきたいのですよというような形で見込みのサービス量をやった場合に、サ

一ビス量がもしそれだけに上がってきた場合には、それが保険料にも反映してきますので、必然的に保険料上げなければいけないわけですね。ですから、そのところで上げてしまった保険料をやっていいものかという問題も出てきますので、しっかり見込みのサービス量というのが、どこのところが正しくできるのか、非常に難しい問題ですけれども、そういうところをしっかりとらえていくように努力していきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ぜひ、ではそういう形で、一人残らずというか、できるだけ漏れのないような実態把握をしてほしいというふうに思います。

続いて、保険料の問題です。まず最初に、保険料については、やはり見直しの時点で改定を検討するということになってくるのだと思います。実は、急いで、大変急がせて申しわけなかったのですが、担当課のほうに、この10年間の保険料と、それから徴収率を出していただきました。これを見たときに、毎年決算をやっている割には、これが実態かというふうにある面では驚きました。

先ほど町長が言われるように、保険料がリンクするというふうな形ですけれども、実は嵐山町は、この介護保険導入時点では保険料2,733円でした。2期目は据え置きということで、3期目は、先ほど言ったように2,733円から4,083円に大幅アップをしました。これが前々から言っていた県下5番目の高さだというのは、この時点だったのですね。

4期目は4,000円に引き下げてくださいましたが、この4,000円も実は郡内の平均的レベルだということも議会の中で指摘をしてみました。実は、あわせて、この徴収率の問題です。発足当時の徴収率は95.43%だったのですね。同時に、20年度、21年度、今度の決算の中では87.18%まで落ちてきたというのが実態ですね。大幅に落ちてきた時期はいつかという、先ほど言ったように第3期の大幅な値上げをした時点から下降線をたどっていると。それこそ第3期が18年からですから、95%から端数は除きますけれども、93、90、89、87という形で、徴収率が保険料のある面だと値上げと比例して徴収率が悪くなってきているということも実態ですね。

では、先にお聞きをしておきたいと思うのですが、この滞納者に対するペナルティーというのは、一体どういうものが課せられているのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

保険料を滞納いたしますと、決められております3段階のペナルティーがございます。まず、1年間滞納した場合には、サービスの利用時の自己負担をするのが1割負担というふうになるわけですがけれども、一たん全額を払って、後から9割分が戻ってくるというふうな形になります。

それから、1年6カ月間滞納した場合、これになりますと、1年間滞納したと同じように、一たん10割を払って、後ほど9割分が市町村から戻ってくる

わけですけれども、この9割分のところから滞納保険料を控除したりというふうな形をとらせていただきます。

そして、2年以上滞納した場合になりますと、今度は、保険料の未納期間に応じてなのですけれども、本来1割負担というのが自己負担になるわけですけれども、これが3割に引き上げられるというふうなこともあります。そして、そのほかに高額介護サービス費が受けられなくなるというふうなペナルティーがございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 介護保険については、保険料を払わないと、保険から除かれるという指摘は以前からしてきたわけですが、今課長が言われたとおり。実は、今度の国のほうの見直しでは、これは全国平均ですが、保険料が4,160円が6,000円に近い5,000円台になるというふうに言われています。仮に6,000円にしても、嵐山町は2,000円アップをするという形になってしまうのですね。先ほど言ったように、徴収率が悪くなってきたのは、2,733円から4,083円に上げた年から悪くなってきていると。これは、おおよそ1,300円ですよ。今度はもっとそれ以上になるというふうに今言われています。

そういう面からすると、これ以上保険料を上げていってしまったら、先ほどの課長の話のように、利用者そのものがペナルティーを受けて、利用そのものが受けられなくなってしまう、そういう人たちを生み出してしまうというふ

うに思うのですね。

嵐山町は、第3期の保険料については、3期ですよ、引き下げを行いましたけれども、実は基金を取り崩してということで行っていただいたのだというふうに思いますが、今嵐山町の支払い準備基金が21年度末で9,592万7,000円あります。課長にちょっとお聞きをしておきたいと思うのですが、見直し時点の23年度末で、基金総額がどのくらいになるのでしょうか。恐らく1,200から300くらいにはなるのかなというふうには思うのですが、見込みとしてどのくらい基金の見込み額というのは、どのくらいを見込んでいるのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 22年度の繰越額のほうを見てみないとはっきりわかりませんが、その辺を入れなくて計算をいたしますと1億600万くらいになるのではないかとこのように見ております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そういう面では、私もっとあるのかなというふうに思ったのですが、1億600万くらいということですね。町長のほうにお聞きをしておきたいというふうに思うのですが、いずれにしても、保険料と徴収率との関係からすると、やはりこれ以上上げられないのではないかとこのふうには思うのですが、国は6,000円に近い5,000円台というふうには言っていますけれども、現状として、この保険料と徴収率の関係、町長、この表をお

持ちでしょうから、そういう面も含めて、ちょっと町長のほうの所管をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほど話ありましたように、制度設計国がやるわけですよ。それで、町はどうしたらいいのだろうということになってくるわけなのですね。それで、国保でもそうですけれども、みんな9月に発表がある、いつ発表があるというのは待っていたわけですから、こういうふうに流れていくだろうというような方向で、一番肝心な国のお金の補助って、金はどこまで出すのだということは、全部ぼけてしまっているわけですよ。ですから、どういうふうになるのか全くわからない状況の中で、それで議員さんおっしゃるように6,000円になってしまうよとかいうことでありますけれども、そういうふうになったときに介護保険料が使えるなくなるというのは嵐山町だけではないですよ。

ですから、国がそういう状況でいいのかどうなのかということは、嵐山町より先に国のほうが大変な状況にこうなるのだと思うのですね、全国的に。ですので、それらをしっかり見ながら、嵐山町も、これだけ浸透してきている介護保険料が使えるようなことがないように、しっかり努力をしていきたいと思います。ですので、今の段階で言えることはそこまでではないかなというふうに思っておりますので、お許しをいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 先ほど基金の話をしましたけれども、見込み額は1億600万ということですが、そういっても、ではどのくらい、1億600万というのがどのくらいに当たるのかという話になるのだと思うのですね。課長のほうの答弁で、26年度の推計が5,058人ということです。だから、ざっと計算しても1億の5,000人ということになると、1人当たり2万ですかね、2万ぐらいですよ。そのくらいの基金は見直しの前に積み立てが可能ということなのだと思うのですね。

だとすれば、この支払い準備基金、十分活用して、保険料を抑えるという方法もとれるのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 基金を持っている必要な額といいますか、多ければ多いほど安心なわけですが、最低限度必要な額というのは、こうどうしても出てきてしまうわけですね。サービスの見込み量がぴったりというわけにはいかないわけですし、どういうふうにぶれるかわからないわけです。

それで、議員さんからいただいたこの資料を見ても、第1期のとき2,733円の保険料で、次のところ上げないでそのまま行ったわけですよ。それが、もう本当に無理があったわけですね。それで、3期に4,083円ということで、おっしゃるように県で5番というようなことになってしまったわけです。それで、

第4期の現在は、それを下がり、少し下がり、4,000円になっていると、こういう状況があるわけですので、無理というのは必ずどこかに出てきてしまうのですね。

それで、そのところでサービスを抑えるなんていうことはとてもできないわけでありまして、できるだけこれは使えるような形のほうがいいわけで、そうすると結果的に保険料は上がってしまうということになるわけですが、それらにおいて狂いが生じたときに、基金がどこまでこう生かされるかという最低限度の基金というのは用意をしておかないと、この2期から3期のときみたいに、3期の最初るときから県の準備金をお借りをするようなことになったのでは、結果的には高いものになってしまうわけですので、そういうところも十分考慮して、料金設定等に基金がどこまでだということも、国からしっかり方向が出てから考えていかなくてはいけないかなと。現状では、ちょっと答えにくいのですが。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ということは、料金改定に関しても、支払い準備基金、基金そのものを活用するということも可能ということによろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ですから、総体的に勘案をしまして、お預かりしているお

金ですので、どういう形に使ったら町民のためになるかということが原点です。その点で考えていきたいというふうに考えています。

○藤野幹男議長 次に入りますか。次に。次に入る、入らない。休憩したいのですが、もしあれでしたら。

○10番(清水正之議員) もう少し、すみません。

○藤野幹男議長 はい、ではどうぞ。

清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 介護保険でもう一つ、軽減の話をしていきたいというふうに思うのです。その前に、ぜひ1人当たり2万円の支払い準備基金が残されるということですから、国が出す料金体系がどういふふうになってくるかわかりませんが、それを活用しながら抑えていくというふうにしてほしいというふうに思います。確かに1億円といっても、金額的にはどうなのだというのはよくわからないと思いますけれども、1億円で5,000人ですから、2万ですよ、1人当たり2万円ぐらいの基金が残されるというふうに思いますので、ぜひ活用を、抑えるということで活用をお願いしたいというふうに思います。

もう一つは、軽減の問題です。これちょっと2つお願いをしたいというふうに思うのです。1つは、利用料の軽減です。利用料の軽減については、今町が実施をしているのですが、実は冒頭にお話ししたように、既設入所の人たちについてはこの利用料が該当していないというふうに思うのですが、ちょ

つと課長のほうにお聞きをしておきたいと思うのですが、施設入所者に対しては、ホテルコストあるいは入院給食費は、町の利用料軽減には対象外というふうになっているという認識でよろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 その分についても対象になっているというふうに今認識しております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうしますと、施設入所の人については、要するに部屋代、それから入院給食代、これは町の軽減は第1段階から第3段階までの人に対して軽減措置を設けていますよね。その人たちは、その部屋代と食事代は助成の対象になるということでもいいわけですね。確認しておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 その点について、ちょっと確認をしたいのでお時間いただきたいと思います。すみません。

○藤野幹男議長 休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 3時26分

再 開 午後 3時41分

◎**発言の訂正**

○**藤野幹男議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水正之議員の一般質問を続行いたします。

それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長** 先ほどは大変申しわけありませんでした。清水議員の質問に対しまして私のほうが誤った回答をしてしまいましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

まず、利用料助成の関係でございますけれども、利用料助成の中に食費と住居費というのが含まれているというふうに私のほうで答弁をいたしましたが、これにつきましては利用料助成ではなくて、特定入所者介護サービス費というふうな形で第1段階から第3段階の方に対しての軽減措置があるというふうなことになっております。例えば食費で申し上げますと、標準的なものが1日1,380円のところを第1段階の方が300円、第2段階の方が390円、第3段階の方が650円というふうな軽減措置というふうになっております。

以上です。すみませんでした。

○**藤野幹男議長** 清水正之議員。

○**10番(清水正之議員)** 町の場合は、利用料助成が第1段階が100で、

第2段階が30、それから第3段階が10というふうになっていたと思うのですが、今、課長のほうの答弁ですと、そういう比率ではないかなというふうに思うのですが、それは同じ比率にはならないのでしょうか。その辺の考え方はどうなのでしょう。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 介護保険の利用料助成のほうは町単独で行っている助成の事業でございます、先ほど私のほうから申し上げました特定入所者介護サービス費のほうは、この介護保険の制度の中で決まっているものでございますので、ちょっと違っております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ちょっと時間が少なくなってきました。ぜひ今度の改正の中で、町単独のではないとすれば、それも十分検討に入れて作成してほしいというふうに思うのですね。

もう一つ、保険料です。私たちのアンケートでは、70%の人が介護保険料や利用料の負担はもう限界だというふうに言っています。そういう点では、今度の見直しの中で、この保険料の軽減についても十分審議を、審議の対象として上げるというふうに、そういう考えを進めるという考えはあるのでしょうか、ちょっとお願いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 どこまでどういうふうになるのかわからない中で、どう軽減をするのかというのがありますし、1億円あるからそれをということなのですが、けれども、今詳しく話を聞きましたら、給付総額の12.5%ぐらいは基金として持っていなさいよというようなこともあるらしいのですね。ですので、そういうことになると1億を超える額なのです。ですから、それぐらいふれがあるということも国のほうでは見ていて、それぐらい持っていなさいということだと思うのです。

ただ、基本的にお預かりしているお金ですので、町民の皆さんのためにどういうふうに使ったらいいのかというのが原点ですので、先ほど申しましたように。ですから、それをやってサービスの量がふえた中で、保険料を上げないで、それを使いなさいということが町民の意向であるとすれば使う。しかし、2期目から3期目に言ったように、県で5番目になったというのは、2期目に借金をした分を3期目に乗せたからふえてしまったわけです。ですから、余りそういう無理をしたときに、またそんなような事態になったときに、この次の第6期のときに、どんなことになるかということも考えると、余り冒険もできないかなというような感じもしますので、先ほど来申しているように国の動向を十分勘案をしながら、お預かりしているお金をどうしたら町民のためになるのか、原点を考えながら決めていきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そういう面では、私たちのアンケートの結果は、

いずれにしても国庫負担を実際にもっとふやさなければだめだというのが最終的な結論です。それはそのとおりなのですが、支払い準備基金そのものは、保険料を抑えるために使えるというふうになっているのだと思うのです。

実際に町長の言われるとおりだと思います。どういうふうに町民の人たちの理解を得て活用するかというのは、そのとおりだと思います。しかし、全国的な結果でも70%の人が、もうこれ以上限界だというふうに答えているわけですから、その部分はその部分としてきちっと今度の改正の中で支払い準備基金を使って保険料を抑えると、軽減措置もきちっと設けるという会議にしてほしいというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ですから、はっきりしたことは申せませんが、基本を守って、何度も申しますけれども、町民のためになるような改定を行ってきたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 時間がちょっとあと30分しかなくなりました。

2問目に移ります。2つ目の水害対策です。きのう台風が来るということで、来なくてよかったなというふうに思っているのですが、最近の集中豪雨そのものについては、本当に全国的にも河川が決壊するというところでいろんな被害が出ています。実は、市野川のそこの庁舎の進入路から滑川境まで非常に土砂が堆積をしているし、川の中は木が生えていて、近くの人

が雨が降ると非常に心配なのだと、夜中でもちょっと水位がどのくらい上がっているか見るのですよという話をされています。

そういう面では、現状認識とそれから防災計画の中での位置づけ、県の河川改修、それから今後の対応についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 まず、質問項目の2の小項目①、現状の認識はにつきましてお答えいたします。

初めに、市野川の現状でございますが、精進橋の上流の粕川との合流点から相生橋の上流付近までの間につきまして、河川に立木が生えてかなり大きくなってしまっているというような状況でございます。また、土砂の堆積もありまして流れを阻害しているというようなふうに見受けられます。

また、志賀沢川につきましては、河床全体に今草が茂っている状態でございますけれども、土砂の堆積につきましては、落差高から見て少ないように思われます。

次に、質問項目2の小項目②、防災計画の位置づけはについてお答えいたします。1級河川の市野川と砂防指定地の志賀沢川につきましては、嵐山町地域防災計画では危険箇所等に位置づけはされておられません。

次に、質問項目2の小項目③、県の改修計画はにつきましてお答えいた

します。県に確認しましたところ、市野川の改修につきましては、現在、吉見町、東松山市、滑川町の区間について改修事業を進めているということでございました。県では、下流から改修を優先的に進めていく計画でありまして、川袋橋から上流の改修はその後の計画になるものと考えられます。

次に、質問項目2の小項目④、今後の対応はについてお答えいたします。市野川及び粕川の立木の伐採と堆積土砂の撤去について、平成20年7月に東松山県土整備事務所をお願いしておりまして、精進橋の下流の一部と粕川の一部の立木の伐採と堆積土砂の撤去を実施していただきました。市野川につきましては、今後も引き続き立木の伐採と堆積土砂の撤去を実施していただけるように要望してまいります。また、志賀沢川につきましては砂防指定地になっているため、通常の維持管理につきましては町で管理することになっておりますので、現状を見ながら対応をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 現状については、町長、見ていただきましたでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長、どうぞ。

○岩澤 勝町長 見ております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) この問題については、河川であるために町が対

応するというわけにはいかないということもあって、ぜひ町長にも見ておいていただきたいなというふうにも思いました。そういう面では、課長言われるように土砂の堆積が非常に多いし、草も覆っている、その河川の中に樹木もあるということで、非常に大雨のときに住民が心配しているのですね。だから、そういう面では、防災計画の中では本当にごくごく、県の管理ということもあってきちっとした触れられ方がしていなくて、要望をしていくということぐらいしか触れられていないのです。

そういう面では、1点目、2点目は結構です。3点目の問題について、県の河川改修が下流からというのは、これは当然の話なのですが、では一体その市野川の嵐山分に来るのは、いつごろになったら来るのか。今、吉見、松山、滑川をやっているということなのですが、ではいつになったら滑川までが終わって嵐山分に入ってくるような計画ができているのかどうか、その辺は確認しているでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

市野川の改修の計画でございますけれども、先ほど申し上げましたように、吉見、川島、その地区については堤防の補強工事を今行っていると。それと、一部改修工事を行っているということでございます。それと、滑川につきましては、羽尾地区でございますけれども、その蛇行している部分の改

修を行うということで、今年調査のほうをして、2～3年かかるかなということで聞いております。

それと、先ほど言いました吉見と松山のほうですか、その辺については4～5年かかるのかなということで聞いております。ただ、県としましても、なるべく国の補助事業を入れて一気にやっていきたいということで今進めているということでございまして、その後、川袋橋から上流の寄居の牟礼地区までの間の改修事業が入ってくるのかなというふうに考えております。当面は、20年度、21年度で粕川と一部精進橋の付近のしゅんせつを行っていただきました。

先ほどの清水議員さんのほうからお話がございましたように、その下流、嵐山病院あたりまではしゅんせつは終わっているのですがけれども、その下流の関越自動車道、その付近までの間の立木と堆積がかなり多いということでございまして、それにつきましては、引き続き、できれば今年度からやってもらうようにお話しはしております。多分できるのかなというふうに感じているのですがけれども、そのような状況でございまして。そうしますと、多少でも河床が下がるということは水位が下がりますので、今心配されております川島川付近の浸水というの、幾らか水位が下がることによって軽減されるのかなというふうに考えております。

そういう形でございまして、嵐山分の川袋橋から上流の部分については、その後一気にやっていきたいような形で県は考えているということでござい

ました。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 一番問題があるところは、その川袋橋の上流と下流ですよ。そこの部分が非常に住宅もあるし、住民の人たちが心配をしているところなのです。確かに課長言われるように、下流を整備することによって水の流れというのは上流部分が少なくなるのはわかりますけれども、あの川袋橋の上と下の部分が非常に堆積があつたり木が生えていたりということで、何か川袋橋の下流の部分は一部草を刈ってもらったみたいですが、それはどこで刈ったかよくわかりませんが、その部分が一番住宅はあるし、問題があるところなのです。要望の多いところなのです。

そういう面では、今、来年度やらしてもらえそうだという話ですが、今の集中豪雨というのはかなり短時間に来ますから、そういう部分で心配をされているのです。市野川の場合は、その上流域が東小川のほうからの水量もかなりあるのです。そういう面からすれば、その部分を早くやっていただかないと、河川計画を待っていたのでは、とてもではないけれども、5年も6年も先という話ですから、河川計画を待っていたのではできないと。

20年の7月に要望でやっていただいたということですが、そういう面では費用がかなりかかる、一気にやるということで話がありましたけれども、費用的にもかなりかかるかなというふうにも思うのです。そういう点では、

今から動いていかないと、それこそ来年度の県予算に上げてもらわないと実行に移せないというふうになってしまうのかなというふうには思っているのです。

だから、そういう面からすれば、それこそさっきの話ではないけれども、今年の冬から来年の春先にかけて一気にやってしまうということが住民に安心を与えるのではないかなというふうに思うのです。そういう面からすれば、その部分を早く要請を出してもらって、早く決着をつけてしまうというふうにしなれないかなと。一たんその部分を整備していただければ、当面の間は安心できるかなと。

確かに課長が言われるように、その滑川町境のところについては、川幅もかなり広がってきちっとした、きちっとしたというか、堆積も少なくなってきますから、滑川町の下流へ行くと、また滑川町部分が狭くはなっているのですけれども、そういう点では住民が安心できるかなというふうには思うのですが、その県に対する要望、そして早くやっていただくという措置を町ほどのくらいの範囲で考えているのでしょうか。

○藤野幹男議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えいたします。

大変失礼しました。嵐山病院から下流の部分、それについては一応今年度やっていただけるように今要請しているということでございまして、多少なりでも今年度やっていただけるのかなというふうに考えております。

先ほど清水議員が申されましたように、一番心配しているのは、川島川付近から上流の部分の浸水が一番危険とされている部分でございまして、その先の下流の部分の河床のしゅんせつを行えば、先ほども申し上げましたように水位が少しでも下がると、洪水時に下がるということで、安全部分も確保されるのかなというふうに考えております。

ですから、20年の7月に要望をいたしまして、20年度少し、それと21年度やっていただきまして、22年度も引き続きやっていただけるように今県のほうにもお願いして、今動いていただいているという状況でございます。それで、先ほど申し上げましたように、その関越自動車道付近まで行きましたら、またこの上流の川袋橋、上流からその辺のしゅんせつ作業等行っていただけるように県に要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 私が見る範囲では、嵐山病院から水房の橋がありますよね。その部分は結構川幅もあるし、土砂の堆積ってそれほどないように見えたのですよ。それよりも、ある面だと嵐山病院よりも上流部分ですよ。その部分の堆積をしている部分というのは非常に多いと。だって、川袋橋のすぐ上の上流は、水が流れている部分というのは今ほんのわずかですよ。水が少ないからかもしれないですけども、あとは、もう川の半分ぐらいは2メートルぐらいあるのでしょうか、土砂がもうたまっているというのが現状ですよ。

あれだと、やはり集中豪雨の場合は、住民の人たちは心配しますよ。6月か7月ごろだったと思うのですけれども、あの堆積をしたよりも上に水位が来たということで、その現状も見せてもらいましたけれども、草がもう倒れているというのが現状ですから、その部分を整備してもらわなかったら住民は安心できませんよ。そういう要望があつた志賀の2区の川沿いの人たちからも寄せられているということなのです。だから、むしろその部分をきちっと整備をしてもらうように県に要請をしてほしいと、私はそういうふうに思って現地を見ましたけれども、どうなのでしょう。

○藤野幹男議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

先ほど言いました川袋橋から上流の部分です。役場の上ってくる道路の下の部分につきまして、大変確かに立木が生えておりまして、実際にこの間、町長のほうと現地のほうを見ました。そのときに、7月の多分24日の集中豪雨というか、雷だったと思うのですけれども、そのときに水位が上がってごみがつかえていると、木にかかっているというような状況で、この辺まで上がったのかなというふうに思いました。大変危険な状態というのは確かでございます。

ですから、その辺も含めて、先ほど言いました下流側も必要だし、上流側も必要なわけでございますので、その辺についても、また県のほうにも相談をしながら、とりあえず立木のほうだけは上流のほうを切ろうとか、そういう

方法もあるかと思えます。その辺についても協議させていただければと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 町長、いいですか。いずれにしても、あの志賀2区の杉山分の人たちから、精進橋、あの川沿いの人たちは本当に心配しているのですよ。課長言われるように、柳の木が中であって、清水さん、ここまで水位が来て、ごみがつっかえているのだと。確かにそのとおりなのです。

その部分をやはりきちっと土木事務所に話をし、現状を見てもらって、それこそもう集中豪雨なんてまた、もうこれからは少ないとは思いますが、来年どうなるかわからない。だとすれば、春ごろまでにはきちっと整備をしてもらわないと住民の人たちは安心できませんよ。だって、今の集中豪雨って、どれだけ降るか予想もつかないような状況が出てくるわけですから、ぜひ、町長、それはもう早急に申し入れてもらって、対応をとってもらいたいと思うのですが、いかがでしょう。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおりでございます。きのうも小田原ですか、今まで経験のない雨量が一瞬の間に落ちてきてしまうということでございます。ですから、おっしゃるとおり嵐山病院のところから上のところ、橋の中には、

金丸議員さん前にもご指摘いただきましたけれども、立木が立っていてという、そして、この間も志賀沢川から市野川等のずっと川を見たのですが、おっしゃるとおり上のほうのところまで水が来たなというごみが竹の葉っぱについていたり、ですからわかるのですが、早急にまた松山通いをしたいと思っています。

ただ、課長が言っているように、川島川が嵐山病院の下のところの広いと言ったところですが、あそここのところに川が流れているのです。それで、水位が上がってしまうと川島川の水が入らないのですよ。それなので、あそこら辺の近くのところのあれは、いつも大水が出たときには町でポンプを据えつけてやっているのですけれども、底のところを、下流の広いところを落としたら、底を落としたら上の水の流れが早いだらうという県の指導なのです。ですから、そっちのほうが先になってしまうわけなのです。上のところを切っても、こっちが下がらないと流れないよと。だから、こっちを先に落とすからということなのですが、それはそれとしてやっていただくとして、おっしゃるように、立木はあのおりに生えているわけですから、そちらのほうも県のほうに強く申し入れをこれからもしていきたいというふうに思っています。

○10番(清水正之議員) ぜひ早急な解決をお願いをしたいというふうに思っています。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 金丸友章議員

○藤野幹男議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号 11 番、議席番号3番、金丸友章議員。

初めに、質問事項1の子ども手当など子育て支援の創設に伴う他の子育て支援制度の改廃についてから、どうぞ。

〔3番 金丸友章議員一般質問席登壇〕

○3番(金丸友章議員) 議席3番、民主党の金丸友章です。議長の了解を得ましたので、通告書のとおり質問をいたします。

まず、第1としまして、子ども手当など子育て支援の創設に伴う他の子育て支援制度の改廃についてお伺いをいたします。

ご存じのように、新政権のもと、子ども手当、また高校授業料の無償化が4月から開始されました。それから、懸案の父子家庭の児童扶養手当の支給も開始される運びとなりました。

そうした中で、自治体によりましては幾つかの子育て支援、手当金等の削減、廃止などが行われているということを耳にいたします。そこで、担当課長にご質問ですけれども、子ども手当、父子家庭児童扶養手当等の支給の当町での状況についてお伺いをいたします。

次に、子育て支援策の当町での主な手当金制度等についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、町長にお伺いをいたしたいと思います。

今申し上げました地方自治体の中では、これらの国からの手当支給等の開始に伴いまして、自治体独自の補助金、手当金等の削減、廃止等の動きが出ており、例えば横浜市では児童手当を受給する母子・父子世帯、生活保護世帯に、市が上乘せしていた独自手当を今年度から廃止と。また、大阪等では、学用品や給食費などを支給する就学援助制度の支給基準を改める。山口県では、子ども手当を踏まえて、来年度の乳幼児医療助成について見直しを検討していると、そのような報道がなされております。

また、一方、長野県の富士見町では、3月の町議会でひとり親世帯の激励金の廃止を提案、子ども手当と税收の落ち込みが理由でしたけれども、しかし、ひとり親世帯とそれ以外の格差が広がってしまうなどとして、議会が否決したということもございます。

そういう中で、やはり子ども手当など教育分野も含め、今、日本の子供の生育に関する施策は、他の先進国と比べて格段におくれておりました。財源配分も乏しいものでありました。また、近年の経済格差社会を反映して、例えば医療費の支払いを心配して、本来診察、治療が必要な状態であっても、病院に行かないで保健室で手当てを処置する、また食事をとっていない子供がいる、高校を経済的理由で中退するという、こういう状況の中で、国からお金が来たからこっちの給付を減らすというのでは、経済的に恵まれない子供の環境が何も変わらないことになってしまうのではないかと思います。

そこで、町長に当町の手当金の改廃予定も含めまして、これについてお

伺いをいたします。また、あわせて、減額や廃止についてのこうした動きにつきましてのご見解をいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、町長へというようなこともありますけれども、最初に私のほうで答えをさせていただきたいというふうに思います。

質問項目1の小項目アです。子ども手当、父子家庭児童扶養手当の支給の状況についてお答えをさせていただきます。

子ども手当の支給状況ですが、全受給者数1,288名であります。内訳といたしまして、旧児童手当からの継続が1,008名、それから新規の方が280名であります。なお、転出などにより受給が消滅した方が33名ございまして、8月30日現在の受給者数は1,255名であります。新規で5名、額改定で2名の方々が未申請となっております。

次に、父子家庭児童扶養手当の申請件数ですが、2名であります。

次に、質問項目1の小項目イ、町の子育て支援策の主な手当金制度についてお答えいたします。町独自の子育て支援策の手当金制度はありません。

次に、質問項目1の小項目ウ、手当金の廃止、予定の有無についてお答えいたします。町独自の子育て支援策の手当金制度はありませんので、

改廃は該当ありません。また、現在新規制度の創設の予定もございません。

次に、小項目エでございます。減額や廃止についての見解についてとお答えいたします。こちらについても該当はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 今、子ども手当の受給者数を述べられました。この9月の末が4月分からの支給の申請の期限ということになっておりまして、今、これを見ますと若干の方がまだ未申請ということであろうかと思えますけれども、10月以降も申請があれば、その翌月からの支給ということにはなっておるようではございますけれども。

それで、今、町独自の支給制度は、手当制度はありませんということですが、このほかに、通告書にはなくて申しわけございませんけれども、例えば子供医療費、奨学金の貸し付け等々、その他の子供育成、児童育成にかかわる助成金等、これにつきまして詳細をお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 金丸議員に申し上げますが、質問事項にある質問をしていただきたいのですが、どうしても聞きたいですか。

では、もし答弁できるようでしたら、どなたかですけれども、では、小林子ども課長。

○小林一好教育委員会子ども課長 最初に、未申請の方のお話がちょっとありましたので、対応を少しお話しさせていただきたいと思うのですけれども、

広報も5月、7月、9月と、広報も流しております。未申請の方について、これまで個人通知ということで2回ほど個人あてに通知を差し上げております。さらに、もう一度、9月いっぱいでないで4月分からさかのぼれませんので、もう一度やっていきたいなというふうに考えております。

それから、今お尋ねの医療費であるとか、奨学金であるとか、ほかの児童関係の手当だとか、今それを改廃をしていくというような予定は、今のところ金額に伴うようなものは、ちょっと今のところ課としては考えておりません。

以上です。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 今のお答えは、町での独自のもの、こども医療費等につきまして全額の給付ということでございますけれども、そうした先行の施策というものについては、子ども手当、この一連の流れといいますか、この子ども手当の支給に伴って改定するということはないということでお答えをいただいたかと思えます。ぜひ、この施策につきましては、国全体の持続的な活力を将来につなげるという国家的な施策でありますので、その観点から、子ども手当の子供に関するさまざまな支援策、これにつきましては引き続き、また強力にやっていただきたいと、このように思うわけでございます。

国立社会保障・人口問題研究所の阿部部長の話ということで、やはり「子ども手当のみで子育てに係る経済的負担が軽減されるわけではなく、自治体独自の制度が果たす役割は、手当の支給後も引き続き大きい。とりわ

け自治体の就学援助や乳幼児医療費助成制度は、貧困状態に置かれている子供の生活を支えてきた制度であり、低所得層の子供への支援の重要性という観点から、各自治体は制度を維持してほしい」ということを言っております。

先ほどの答弁に、この町の政策について変更はないということをお聞きしましたので、次の質問に移らせていただきます。

○藤野幹男議長 どうぞ。

○3番(金丸友章議員) 次は、住民の利便性を考えた公共交通の整備についてでございます。

第5次振興総合計画に係る住民意識調査では、これは7月の広報からの数字でございますが、不満足度のトップがバス交通の利便性で、他の町に移転したい理由の43%が交通が不便という結果が発表されております。

そこで、今年度、町ではダイヤモンド交通の検証ということで、予算化をされまして、ダイヤモンド交通に関する町の交通の施策というものにつきまして、いよいよ検証に入ったのかなと、入っておると思いますけれども、今年度予算は、これは在宅高齢者等日常支援事業という事業の中で、9万6,000円という予算であろうかと思えます。9万6,000円というものが、この調査、検証の中で十分なのかなというところは、いささか疑問がございますけれども、これまでのダイヤモンド交通システム導入の調査などの進捗状況をお伺いいたします。

次に、政府は交通基本法の制定に向けて審議を進めております。同法の根幹は、移動権であると言われております。高齢化社会を迎えた当町にとりましても、重要な政策になると思います。この交通基本法につきましては、従来、特に地方都市においてその交通の利便性を享受してきました。その中で、路線バス等の経営上の観点から廃止、縮小が相次ぎまして、そして気がつきますと、私たちの暮らしを豊かにしてきた公共交通が衰退して、気がつくと、自家用車をみずから運転することができないお年寄りや体の不自由な方には、とても不便な地域が生じてしまっているということでございます。まさに、この状況が当町にも当てはまるものだろうと思います。

そういう中で、この移動権につきましては、私たち一人一人が健康で、文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動権を保障していく、そういう基本的な政策でございます。そこに移動権を置きまして、憲法 25 条の権利にも近いものを持ってきております。

そこで、この移動権を町としてどうとらえ、そして5次振興総合計画の中に反映させていきますか。ディマンド交通システムの導入も含めまして、展望を含めましてお伺いをいたします。

次に、3番目ですが、現状の巡回バス利用の改善について。これは、申しわけございません、路線バスも含めてということになります。バス停まで歩くのに時間がかかり、結果的にバスの利用が困難な状況があるのではないかとということでございます。

また、例えば、細かいことになりましたけれども、ここに県道の深谷－嵐山線沿いの役場入り口というバス停がありますが、ここでは、菅谷－寄居線と嵐山－深谷線を結ぶ町道の交差する位置にありますけれども、このバス停を文化村寄りの交差点前に設置すれば、役場経由の2路線が選択できるのではないかと。現状で役場行きを利用するためには、近くの町民の方が、650メートル離れた文化村の入り口のバス停まで歩かなければならないという現状があるかと思えます。

このように、利便性の観点からバス停の適正配置の検証が必要と思われそうですが、まずバス停の自転車置き場の設置については、いかがでしょうか。バス停まで自転車で通うことができれば、やはり20分、30分バス停まで歩くという状況、さらに今年のこの夏のように炎天下になりますと、とてもバス停まで歩くということは、いわゆる自動車交通弱者にとってはとても可能なことではありません。

次に、バス停の適正配置の検証について。先ほどの事例につきましてお考えをお聞きいたしたいと思えます。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、質問項目2の小項目の(1)、ディマンド交通システム導入の進捗状況につきましてお答えをいたします。

5月6日にプロジェクトチーム12人が任命され、交通弱者のための交通

手段の確保という観点から、現在まで4回の会議を開催し検討を重ねております。運行方法はドア・ツー・ドアとし、運営主体につきましてはタクシー会社に委託をすることで検討を始めましたが、対象者の設定の仕方によってはコスト等を考え直営がよいのではないかとの意見もあり、委託、直営、利用券による補助などの方法について、現在検討中となっております。

運行方法がドア・ツー・ドアですので、車両サイズは普通自動車、運行エリアにつきましては町内を基本とし、運行曜日、時間帯などにつきましても詳細を検討しているところでございます。運賃等につきましては、利用者の負担ができる限り少なく済むような方向で検討をしております。

運営主体等を含めまして、現在ダイヤモンド交通システムを導入している市町村の状況を把握するため、視察を今月末に実施することといたしました。視察地での内容を参考とさせていただき、嵐山町に合った町独自のダイヤモンド交通システムの導入に向け引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 続いて、小項目(2)について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目2の小項目(2)、ダイヤモンド交通システムの導入の展望についてにお答えをさせていただきます。

日常の移動手段をマイカーに頼らざるを得ない地方の状況をかんがみ、国土交通省が来年の通常国会提出に向け交通基本法の検討を進めている

とのことをございます。地域の交通弱者に配慮する理念に異論はないものの、交通政策は利用者の利便性を追求する公共性と、事業者の経営安全性を確保する効率性とのバランスが大変重要になるものであります。また、公共性を重んじる余り効率性を阻害してはならないとの意見もあるようでございます。こういった考え方も踏まえまして、でき得る限り公共性を担保しながら、かつ持続可能な嵐山町に合ったダイヤモンド交通システムを考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 続いて、小項目(3)について、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 質問項目2の小項目(3)、アのバス停の自転車置き場設置につきましてお答えいたします。

現在町内のバス停に自転車置き場は設置しておりません。また、比企管内の市町村につきまして調査させていただきましたところ、バス停に駐輪場を設置している自治体は、鳩山町の3カ所以外ございませんでした。

今後でございますが、バス停に駐輪場を設置することは、利用状況や駐輪場の土地の確保等財政運営を勘案しますと、難しいと考えております。

次に、質問項目2の小項目(3)、イのバス停の適正配置の検証につきましてお答えいたします。バス停につきましては、基本的にはバス会社がほぼ1キロに1つを目安に設置しているとのことございまして、町の施設に隣接している箇所におきましても設置されております。これまでも町民からの要

望があった場合には、道路状況を考慮しながらバス会社と協議を行い、バス停の移動や新設を実施しているところでございます。今後も適正な配置となるようバス会社と協議を行い、利用者の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 健康福祉課長からダイヤモンド交通システムの進捗状況につきまして答弁をいただきました。12名のプロジェクトをもちまして検討をされておるということで、この具体的に内容を進めているという状況はわかりました。

さきの一般質問の中で、やっぱりこのプロジェクトチームという構成につきまして、一般的な課題についてのプロジェクトチームですけれども、いわゆる課内でやるのか、それとも横断的に他の課も加わってのプロジェクトでやるのかというようなところ、構成につきましてお伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 健康福祉課の職員を、直接担当の職員は除きますけれども、ほかの担当職員2名を加えまして、総務課をはじめほかの課の職員は合わせまして11名でございます。それに、社会福祉協議会の職員の方にも1名加わっていただきまして、12名で構成をしております。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 今お聞きしまして、複数の課に、または社会福祉協議会等にもお願いをしておるということでございます。このダイヤモンド交通につきましては、やはり現状の路線バス、巡回バス等では十分に町民の皆さんの需要にこたえられないということが現にございます。そういった中で、これにつきましても、この嵐山の状況に合った持続可能なということも踏まえまして、より皆さんの要望に応じた設計を進めていっていただきたいなと思います。

これにつきましては、このプロジェクトチームが今後アンケートをとるのですとか、そういう、いわゆる、これを利用しなければ非常に不便を感じておられる方々を対象としまして要望を聞くとか、そういう場を設ける予定がございませうか、お伺いします。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 現在のところ、そうしたアンケートをとるというふうなことで、住民の方の声を直接聞くというふうな予定は持ってございません。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 利用者はこれは町民でございまして、そういう中で、やはり細かな要望をお聞きして、本当に皆さんが満足して利用していただける、そういうことのためにも、やはり利用者にアンケートなり要望を聞くなりと

というようなことも持って、このシステム導入の検討を進めていくことがよろしいのではないかなと思いますけれども、再度お聞きします。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 先ほど金丸議員さんからのお話もありましたように、住民意識調査の中でもバス交通の利便性がよくないというふうなアンケート結果がございましたけれども、そういった中で、この調査の中にもっと細かく、どんなことで困っているかとか、移動手段のこういう点についての利用がしたいのだとかいうふうな、細かい調査もあわせてしてございます。そういったものを年齢とともに分析をさせていただきまして、それを見て判断を行っております。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) では、次の質問に移ります。

移動権をどのように町としてとらえていくかということでございます。その中で、今後の町の交通施策、これにつきまして、交通基本法で言われます国の支援措置でございますけれども、これはこの中間報告で言っておりますけれども、「国の支援措置は地域の自主性を尊重することを基本に置きながら、充実、再構築していくことが必要である。国の補助制度を充実するとともに、可能な限り自治体や交通企業などによる地域の協議会に自主的な取り組みに対して、一括を交付する」ということで、こうした取り組みについて財源的な裏づけを述べております。

町長の答弁の中でも、嵐山町に合ったダイヤモンド交通を考えていくということでございますので、どうか、この基本法のこれからの、来年の通常国会での提出を予定しておりますけれども、この動向を見まして、これからの交通弱者、交通の文化が変わっておるということでございますので、ぜひこの嵐山町には嵐山町のまさに老人福祉政策という、ダイヤモンド交通になれば、ご老人の高齢者の方だけではなく、さまざまな方が利用されてくるのかなと思います。そのためにも、ぜひ活力ある嵐山町の将来ということも考えまして、この国の方針の推移を見守りながら、ぜひ強固なものをつくっていただきたいと思っております。

次に、巡回バス利用の改善についてでございますが、ダイヤモンド交通進んでおりますけれども、そうはいつでも、しばらく時間のかかることでございます。先ほどのバス停の適正な配置というところで、具体的に述べましたところでございますけれども、バス会社と協議を行いということでございますけれども、見通しをお伺いしたいと思っております。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

バス停の移動につきましては、先ほども答弁の中で申し上げましたように、今までもバス会社と協議を行いながら移動したことがございますので、皆様方のご要望があれば、すぐにでも協議をし、できるだけ早い時期にご希

望の場所に動くような形で協議をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) よろしく申し上げます。

次の質問に入ります。高齢者を取り巻く状況と展望についてでございます。第5次振興計画に係る住民意識調査の結果、これも7月の広報にこの結果が出ておまして、住民意識調査の結果、重点施策として高齢者福祉の推進が1番に挙げられている。ある意味、超高齢化社会時代への不安の裏返しとも言えるのではないかと思います。このアンケートにつきましては、総合振興計画の中で年代を分けましての1位、2位、3位ということで記載がございました。そこでは、44.7%が高齢者福祉の推進を重点的に取り組むべき課題として出されております。

1点目の質問ですけれども、重点施策として高齢者福祉の推進を挙げられた方の年齢構成などを伺うという質問でございますけれども、これにつきましては、第5次総合振興計画、これは案でございますけれども、これに記載がありましたけれども、改めて答弁をいただければと思います。

次に、この不明高齢者の問題。この不明高齢者という言葉につきましては、これは私、新聞の記載の中でこの言葉を目にしましたので、これが適切なかどうかわかりませんが、不明高齢者ということで、現在問題になっている方の問題としてとらえ、挙げております。これにつきましては、前

の2日間にわたる一般質問の中でやはり質問をされておられまして、同じような質問でございますので、これは答弁はよろしいかと思えます。

ただ、確認をしておきたいのは、当初の柳議員の質問の中で、80歳以上の高齢者についての確認については、課長答弁で、未確認であるという答弁であったかと思えますけれども、これについて改めて確認をしたいと思います。

次に、2番目でございます。今申しました不明高齢者という言葉が象徴していますように、高齢者の生活状況、環境は非常に変容しております。まさに事件にある高齢者と家族の関係は、現代社会の病理を映しておるのではないかなと思っています。

私ごとでございますけれども、20歳の年に住んでいた町から呼び出されて、県の新成人の集いの会があるから行ってもらえないかということで、同級生の女性と出かけました。2日にわたる研修会ございましたけれども、そのときに3名の講師がおいでになられまして、その中、大学の教授が2人、それから大教の小説家、女性でございましたけれども、その講義を話しておられました。

その中で、大学の教授でございますけれども、これからすばらしい世の中になる、本当に豊かな時代を迎えることになるという講義でございました。電子技術の関係の先生だったと思えますけれども、その内容は、いろんな情報が即座にその手元に入るのだと。世界中の情報、それからネットワーク

がつながるといふようなことをおっしゃっていました。私はよくわかりませんので、そんな時代が来るのかなと思っておりました。

何か質問をとということでしたから、今思えばとてもその講師にとってはとんちんかんな質問をしてしまったかなと思うのですけれども、では、そのバラ色の時代に貧困は解消されていますか、しているのでしょうか、戦火はもう途絶えているのでしょうかという質問をいたしました。もちろん適切な回答はありませんでしたけれども、それから40年がたちまして、まさに今その講師が言ったバラ色の時代、それはこのIT社会のことでありました。その目的と使用によって本当に豊かなものが私たちに提供されるという時代。車に乗ってもナビが案内をしてくれる。そんな時代が現実になってまいりました。ただ、40年たって、貧困と戦争はそのまま取り残されております。

そこで、私は、その教育ということ、教育は人間を進化させ、各国の豊かな財産をつないで、より人間にとって幸福な社会をつくる、そういう基礎になるのかと、そういう思いがありましたけれども、今、相変わらず電気が通じないので熱中症で亡くなる、握り飯が食べたいと言って亡くなるという人が、今の時間を共有している時代の中におられます。

そこで、大変一般的な質問で申しわけございませんけれども、こうした人間関係が破綻した社会を、教育がどこまで再構築することに力があるのかと。教育はどこまで可能なのかということをお伺いをしたいと思います。

次に.....

○藤野幹男議長 ちょっと質問中、金丸議員、ちょっと延長したいので。

◎会議時間の延長

○藤野幹男議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

では、どうぞ、質問を続けてください。どうぞ。

○3番(金丸友章議員) 次に、不明高齢者の問題に対する見解及び第5次振興計画における高齢者施策の展望についてお伺いをするということでございますが、ごく最近、私の近しい方が他界されました。その方の強いご意志で、最後までご自宅でご家族、お孫さんと過ごすことを選択しました。非常に今のような状況の中で、ある面こういう場面で言うのは失礼かと思うのですが、うらやましいなという思いをいたしました。

しかしながら、この現実の社会の中では、これは足立区の111歳の男性から端を発しまして、続々と高齢者の所在が不明であるとか、室内にミイラ状態でおったとか、そういうものが毎日のように報道されるようになりました。町のこの振興計画の中でも、特におひとりの高齢者に対する気配り、そういうものを重点的にこれから対応していかなければならないということが、この素案の中にございます。例えば高齢者で介護保険に該当しない在宅サービスの充実に努めます、交通の不便な方の対策を行います等もございますし、

高齢者についての対応をこれから考えなければならないと。

この夏2名の方が亡くなられ、その中で町のネットワークの中では、なかなかその状況をつかめなかったということから、さきの一般質問の回答の中で、新しい事業を展開するということも考えておられるようでございますが、これにつきましても、こうした状況の中、第5次振興計画における高齢者施策の展望についてお伺いをしたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、アとイがありますが、イのほうは80歳以上の確認ということで、それだけお願いいたします。

では、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、質問項目3の小項目(1)、アの重点施策として高齢者福祉の推進を挙げた方の年齢構成につきましてお答えをいたします。

総合振興計画作成に当たりまして住民意識調査が平成22年4月28日から5月14日までの期間実施されました。調査対象は町に居住する20歳以上の方から2,000人の方を無作為抽出し、回答総数は1,010人、回収率は50.7%となっております。

その中で、重点施策に高齢者福祉の推進を挙げた方の年齢構成につきましては、20代の方は10位で21.1%、30代の方は6位で27.3%、40代の方は3位で31.6%、50代以上の方につきましては各年代とも1位とな

っておりまして、50代は40.1%、60歳から64歳までの方は54.1%、65歳から69歳までの方は54.8%、70歳から74歳の方は53.8%、75歳以上の方は61.4%となっております。

次に、質問項目3の小項目(1)、イの中の80歳以上の高齢者の確認方法についてお答えをさせていただきます。毎年6月1日を基準日といたしまして、民生委員さんが担当地域におきまして社会調査を実施しております。この中の調査対象年齢につきましては65歳以上の方となっておりますので、ただいまご質問いただきました80歳以上の高齢者につきましても含まれております。しかしながら、一人一人に面会をしていただいて確認を行っていただいているというふうなものではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 続いて、小項目(2)、アについて、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 質問項目3の小項目(2)、ア、教育は人間(社会)関係破綻の再構築にどこまで可能かについてお答えします。

不明高齢者のお話を受けてのご質問ですが、最近、高齢者をめぐる事件等が頻繁に報道されております。事件等の詳しい経過や原因などはよくわかりませんが、驚きとともに、実にせつない気持ちになります。また、事件等をめぐっては核家族化の進行、親子関係、家族関係、地域の連帯感の希薄化、貧困、倫理観、道徳観の欠如、行政の役割等々、さまざまな視点から報道がなされています。このような状況による問題は、高齢者をめぐる事件

に限ったことではないと思います。

人間(社会)関係破綻の再構築に教育はどこまで可能かとのご質問ですが、教育といっても幼児教育、家庭教育、学校教育、社会教育など、それぞれ意義や機能がございます。しかしながら、共通していることは、教育は人格の完成を目指すことを目的としていることとございます。人間(社会)関係破綻の再構築という大変難しいご質問ですが、尽きるところ、社会は人と人とのつながりで成り立っており、それぞれの教育分野において教育の目的を目指した実践の努力をしていくことが再構築の役割を担うことであろうと考えております。

また、議員さんただいまお話しの中に、教育とは幸福な社会をつくる基礎というお話がありましたけれども、戦後初めて改正になった教育基本法に義務教育の目標として、国家、社会の形成者として必要な基本的な資質を養うことと明示されました。教育とは、この本旨をきちんと踏まえて進めることを基本としていくべきだなと。大変難しい答えで、不明高齢者の関係と教育となかなか難しい問題ですけれども、また何かお尋ねがありましたらお願いします。

○藤野幹男議長 続いて、小項目(2)、イについて、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目3の小項目(2)、イ、所在不明高齢者問題に対する見解及び第5次振興計画における高齢者施策の展望についてにお答えをさせていただきます。

今回の所在不明問題につきましては、社会の最小単位である家族、夫婦、親子、兄弟などの関係性が希薄になっていることが一つの大きな要因であると思われます。そのことが近隣との関係にも波及をし、必要以上のつき合いは煩わしいといった雰囲気広がりが、社会全体が無関心となっているのではないかと考えられます。

町におきましては、無関心により希薄となった関係を少しでも補うことができるよう、地域の皆様方が互いに関心を持ち、お互いに助け合い、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに向けた施策を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 岩澤健康福祉課長のご答弁をいただきました。そうしますと、年1回、6月1日の民生委員さんの調査と、それから先般の一般質問の中で後期高齢者の広域連合、そういうところの受診の状況というものから、これは75歳以上ということをお考えおるとのことでのご答弁もありましたが、今回こうした一連の動きの中で、そうしますと、嵐山町においては、いわゆる不明になったというような状況としては、特に調査をするような状況ではないということでしょうか、お尋ねいたします。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 ただいま申し上げましたように、社会調査という

ものを毎年民生委員さんにお問い合わせはしておりますけれども、大変多くの方を調査をしていただいている中で、一人一人に面会をしてというのは難しいということで、いろんな近所の方や何かの確認をさせていただきながらチェックをしているというのが状況でございます、確実にこの不明な方はいないのかというと、はっきりそれは自信を持って言えないところでございます。

ただ、こういった問題がクローズアップされてまいりまして、民生委員さんの集まりの中で、気になる方がいらしたら、ぜひ早い時期に町のほうに申し出ていただきたいというふうな願いをしております。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) この9月1日で算出された年齢別人口統計表を見ますと、100歳以上が4名いらっしゃる。それから、95から99歳が38名いらっしゃる。90歳から94歳が、これも136人というような数字が出ております。

これは、まずこういう状況の中で、町でも第5次振興計画の中でも、ひとり住まい、いわゆる独居高齢者といえますか、そういう方に対するケアを重点施策として挙げられております。であれば、私は、せめて、いわゆるひとり住まいの方、こういう方を対象にして、そうすると、例えば95歳から99歳までの方が38人いらっしゃる。90歳から94歳までの方が136人いらっしゃる。そういう中で、お一人での住まい、前回質問されたときには、家族とご一緒におられても、戸籍といえますか、そういうものが分かれておるとい

ことで、必ずしもお一人ではないというふうなお話もいただいたと思いますけれども、お一人住まいの方という形で絞れば、そこから少しずつ年齢を下げたについての調査は、民生委員さんとなりますと来年の6月になるのですけれども、やはりこういう中で、この不明高齢者の問題が出てきたのと、それからひとり住まいの高齢者の生活状況を把握しておくということの意味でも、やはり絞って進めてやってもいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 ひとり暮らしの高齢者の方につきましては、毎年名簿を作成をいたしまして、社会福祉協議会の事業等に使用する面もあるのですけれども、名簿等を作成しております。

そういった中で、民生委員さんのほうから見守りが必要ではないか、介護保険や何かは利用していないけれども、ちょっと心配だというふうな方につきましては、看護師ですとか地域包括支援センターの職員が定期的に訪問を行っているというふうな状況もございます。ただ、すべての方に回っているわけではありませんので、今後は、ただいま金丸議員さんからいただいたご意見のような方法も考えてまいりたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) よろしく申し上げます。

次に、先ほど加藤教育長から答弁をいただきまして、教育基本法の理念等、やはりいろんな社会の問題というのは、さまざまな手当てといたしますか、さまざまな方面からやっぱり改善をしていく。例えば政治でありますと、菅直人総理大臣が最小不幸社会という言葉で、メッセージを出されまして、いわゆる不幸になる要因を、戦争であるとか、貧困であるとか、そういうものをできるだけ少なくしていくと。幸せには、それぞれの人によってその幸せ度が違うと。もうこれは違うけれども、不幸については政治が責任を持ってそれを取り除いていくというようなことを言われました。それは、また政治の責任でありますし、また教育長のほうには、教育という面でお尋ねをいたしました。

この答弁の中に、いろんな要素があって、貧困もそうであるということで、教育はその人格の完成を目指すことを目的とするということでありまして、一例ですけれども、永山則夫という元死刑囚がいらっしゃいました。この方は、皆さんご存じかと思えますけれども、いわゆる連続殺人犯ということで、48歳、私と同じですけれども、48歳のときに亡くなりました。執行を受けました。この方は、やはり今まさに、先ほどの一般質問にありましたように、貧困の連鎖の中で生まれた方でございます。極貧の生活を幼少時に送って、それで転々として都会に出てきて、やはり私は、その貧困の中で都会に出てより一層貧困格差を生じた、そして豊かな感性がゆえに、その衝動的な事件を起こしてしまったのではないかと。永山則夫が獄中において初めて自分を客観的に見ることができた。それは、一つの文章を書くことによって自

分を客観視し、そして社会との関係を見直す、見詰めることができたということと言われております。

そこで、論点がちょっと飛んで申しわけないのですけれども、学校教育におきまして、私は日記ですとか、作文ですとか、そういうもの非常に盛んだった時期もあろうかと思えます。今、幼児の虐待ですとか、いろんな問題を子供たちが抱えている中で、一つの自分を表に出して、そしてそれを学校教育、教師が、そこでどこに問題があるのか、そういう先ほど虐待の話も出ましたが、そこでその虐待を見ることができたり、それからさまざまな子供の真相を探ることができるのかなというように思うのですけれども、学校教育での日記や作文の活動というのは、今どのような状況なのか、お伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 ご質問の趣旨と合うかどうかわかりませんが、具体的に今の質問の場面で申し上げますと、真相を知ることでは、まさに大切な教育活動だと思います。一人一人の子供の心の叫びだとか訴えが声として出ないけれども、自分の文として表現するというのは大切な活動だと思います。発達段階に応じて先生と子供の交換日記だとか、あるいは、生徒と生徒の交換日記という場もあります。音声では出ないけれども、書くことなら本当のことが書けると、そういう作業というのはとても大事だと思います。教育活動の中できちんと決められた、教育活動の場面で位置づけら

れたその作文なり、日記を書くという教育活動もありますけれども、おっしゃるのは、それではない教育課程以外の部分でそういう活動をしていくということは、大変意義のあることだと思いますし、それぞれの発達段階に応じて各学校で取り上げていると思います。

私は、家族関係という言葉の破綻というご質問でしたから、その言葉で表現を変えますと、先生と子供、子供と子供の心の通い合う、そういう活動も大事だけれども、ぜひお父さん、お母さんとの子供の交換日記、そちらのほうができればより理想的かなと、こんなふうに考えています。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) ありがとうございます。これから今回の議会の一般質問の中にも、不明高齢者、いわゆる高齢者の問題、皆さんから提示されました。この町においても、そういう高齢化社会に進むわけです。先ほどの交通の面も踏まえまして、高齢者に対する施策を強固に、また内容を豊かにしていただいて、「好きです、嵐山」という言葉が皆さんから出るように努めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 5時20分)